

職員の給与等に関する報告 及び給与改定に関する勧告

令和 7 年 10 月

神奈川県人事委員会

令和7年 人事委員会勧告に当たって（談話）

令和7年10月10日
神奈川県人事委員会
委員長 小池 治

本日、神奈川県人事委員会は、議会及び知事に対し、職員の給与等について報告及び勧告を行いました。

はじめに、職員の皆さんが、日々全力で公務に取り組まれていることに心から敬意を表します。地方公共団体の職員には、地球温暖化による自然災害の激甚化や人口減少社会への対応など、より困難な課題への迅速かつ的確な対応が求められています。職員の皆さんには、引き続き、県民の安全と福祉の向上に向けて全力を尽くし、その信頼と期待に応えてくださるよう望みます。

その一方で、本県では、公務員としての自覚を欠いた職員による不祥事が後を絶ちません。法令等を遵守し、全体の奉仕者として行動すべき公務員の不祥事により、行政への県民の信頼や期待が大きく損なわれていることは看過できない事態です。職員の皆さんには、厳正な規律意識と強い使命感の下、職務に専念するとともに、勤務時間の内外を問わず高い倫理観を持って行動されることを願います。

さて、本委員会では、人事委員会勧告制度に基づき、職員と民間企業の従業員の給与等の実態を調査、比較し、国や他の地方公共団体の状況などを踏まえ、職員の給与等について検討を行いました。

その結果、月例給については、民間が職員を上回ったことから、給料表及び地域手当の支給割合を引き上げることが適当と判断しました。また、特別給（ボーナス）については、民間の支給月数が職員を上回ったことから、年間4.65月分に引き上げることが適当と判断しました。

さらに、給与制度のアップデートに伴う地域手当の支給割合の見直しや、改正給特法等の成立を踏まえた教員の処遇改善への対応について報告及び勧告を行いました。

人事委員会勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員の給与その他の勤務条件を、社会一般の情勢に適応させる機能を有するものです。

議会及び知事におかれましては、人事委員会勧告制度の意義や役割を御理解の上で、勧告等に述べた内容について、必要な措置をとられるよう要請いたします。

県民の皆様におかれましては、職員が公共の利益のためそれぞれの職務に精励していることに深い御理解をいただくとともに、第三者機関である人事委員会が行う報告及び勧告に基づいて職員の適切な給与や勤務条件の確保が図られていることについて、御理解をいただきますようお願いいたします。

このほか、公務運営に関しては、優れた人材を確保するための採用試験制度の見直し、女性の管理職への登用や障害者の雇用促進など多様な人材の活躍促進に向けた取組、時間外勤務の縮減や育児休業制度の活用など職員のウェルビーイング向上のための勤務環境の整備等について、現状と課題を整理し、今後の方向性等に関する報告を行いました。

職員が日々成長し、誇りと自信を持って職務に取り組むためには、職員一人ひとりが互いに尊重し合い、仕事と生活が両立できる働きやすい職場環境をつくることが重要です。職員の皆さんには、一致団結して、理想の職場づくりに取り組まれることを望みます。

最後に、職員の皆さんのひたむきな努力は、本県の明るい未来を創造する礎（いしずえ）となるものです。皆さんのますますの御活躍を祈念いたします。



人 委 第 112 号
令和7年10月10日

神奈川県議会議長 長 田 進 治 様

神奈川県知事 黒 岩 祐 治 様

神奈川県人事委員会

委員長 小 池 治

神奈川県人事委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、別紙第2のとおり給与改定について勧告します。

目 次

(別紙第1) 報告

I	報告及び勧告の基本的な考え方	1
II	職員と民間従業員の給与等の状況	3
1	職員の給与	3
(1)	職員の構成	3
(2)	平均給与月額	3
2	民間従業員の給与	3
(1)	民間事業所の給与改定の状況	4
(2)	民間従業員の給与の状況	4
3	職員の給与と民間従業員の給与との比較	6
(1)	公民給与の比較方法の見直し	6
(2)	月例給	7
(3)	特別給	8
4	職員の給与と国家公務員の給与との比較	8
III	本県職員の給与を取り巻く諸情勢	9
1	生計費	9
2	毎月勤労統計調査による賃金	9
3	物価指数	9
4	人事院の給与勧告等	9
IV	本委員会の見解	10
1	本年の給与改定	10
(1)	月例給	10
(2)	特別給	11
(3)	通勤手当	12
2	給与カーブの見直し	13
3	給与制度のアップデートにおける地域手当の支給割合	14
(1)	見直しの必要性	14
(2)	見直しの内容	14
4	職務・職責を重視した新たな給与体系の構築等	15
5	公立学校教員の給与	15
6	公務運営	16
(1)	人材の確保・育成	16
(2)	働き方改革と勤務環境の整備	22

(別紙第2) 勧告

1	職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号）及び学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号）の改正	1
---	---	---

2	任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年神奈川県条例第5号）の改正	2
3	任期付職員の採用等に関する条例（平成15年神奈川県条例第4号）の改正	3
4	改定の実施時期等	3

(別紙第1)

報 告

I 報告及び勧告の基本的な考え方

人事委員会の報告・勧告制度は、公務員の労働基本権制約に対する代償措置として、社会一般の情勢に適応した適正な職員の勤務条件を確保し、職員が高い倫理観と使命感を持って職務に取り組み、公正で効率的な行政運営を進める上での基盤であるとともに、職員の勤務条件について県民の理解と納得を得る重要な役割を担うものです。

そのため、特に職員の給与については、国家公務員の給与との均衡も考慮しつつ、その時々が生計費、経済・雇用情勢等を反映した民間従業員の給与と均衡させることを基本とし、職員と民間従業員の給与の実態を調査、比較した上で報告・勧告を行っています。

「職種別民間給与実態調査」は、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内民間事業所を調査対象として人事院、横浜市人事委員会、川崎市人事委員会、相模原市人事委員会等と共同で実施し、これらの事業所の民間従業員の給与と職員の給与との比較を行っています。

給与は、一般的に、職種をはじめ、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の給与決定要素に応じてその水準が定まっていることから、主な給与決定要素を同じくする者同士の4月分の給与額を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行っています。

さらに、国家公務員の給与制度が改正される際には、人事院の給与報告・勧告の内容に留意するとともに、本県の実情を考慮して実施するよう、本委

員会の報告・勧告で言及しています。

このように、職員の給与については、民間従業員の給与と均衡のとれた水準に保つことに加え、国家公務員の給与制度に準じた措置をとることが、地方公務員法の定める情勢適応の原則や均衡の原則に合致し、適正なものになると考えます。

Ⅱ 職員と民間従業員の給与等の状況

1 職員の給与

本委員会は、本年4月現在で、職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例、学校職員の給与等に関する条例、任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の適用を受ける職員の給与の支給状況等を把握するため、「職員給与等実態調査」を例年のとおり実施しました。

(1) 職員の構成

令和7年4月1日現在における職員の総数は46,559人（昨年46,409人）となっています。また、全職員の平均年齢は39.2歳（同39.2歳）となっています。【資料第1表・第2表・1～3頁】

(2) 平均給与月額

全職員の平均給与月額は418,734円（昨年405,439円）であり、その内訳は資料第1表のとおりです。【資料1頁】

2 民間従業員の給与

本委員会は、職員の給与と民間従業員の給与との精確な比較を行うため、「職種別民間給与実態調査」を行いました。

この調査は、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内民間事業所3,299事業所から無作為に抽出した695事業所を対象とし、各事業所の給与改定や公務と類似している職務と認められる76職種に該当する従業員の本年4月分の給与月額等について詳細な調査を行いました。

調査の完了率は、各事業所の協力により80.7%となっており、38,293人の個々の従業員の給与月額等を調査することができました。【資料27頁】

なお、後記 3 (1) のとおり、公民給与の比較方法の見直しを行うことから、令和 7 年の職員の給与と民間従業員の給与との比較に用いる民間の調査結果は、企業規模100人以上の事業所におけるものとします。

(1) 民間事業所の給与改定の状況

ベース改定の状況は、係員について、ベース改定の慣行があると回答した事業所の割合は70.5%（昨年64.6%）、ベースアップを実施した事業所の割合は68.4%（同62.2%）となっています。

定期昇給の状況は、係員について、定期昇給を実施した事業所の割合は90.2%（同91.8%）となっています。そのうち、昨年より定期昇給額が増額した事業所の割合は35.5%（同40.0%）、減額した事業所の割合は5.2%（同3.1%）となっています。【資料第 9 表・28頁】

(2) 民間従業員の給与の状況

ア 初任給、職種別給与等

新規学卒の事務・技術関係職種の従業員における初任給の平均額は、大学卒で250,801円（昨年227,029円）、高校卒で199,480円（同194,568円）となっています。【資料第11表・35頁】

また、新規学卒者の採用を行った事業所のうち初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で76.5%（同68.4%）、高校卒で94.5%（同68.1%）となっています。【資料第12表・35頁】

なお、職種別の給与の状況は、資料第10表のとおりです。

【資料29～34頁】

イ 特別給

賞与等の特別給については、昨年８月から本年７月までの直近１年間の支給実績を調査しました。

調査の結果、事務・技術等従業員には所定内給与の4.66月分、技能・労務等従業員には所定内給与の4.05月分が支給されており、これらを職員の構成比で加重平均すると4.66月分となります。

民間事業所における特別給の支給状況

項目 \ 区分		事務・技術等 従業員	技能・労務等 従業員
平均所定内 給与月額	下半期（A 1）	円 416,263	円 317,783
	上半期（A 2）	426,247	329,620
特別給の支給額	下半期（B 1）	円 956,580	円 639,698
	上半期（B 2）	1,007,232	671,115
特別給の支給割合	下半期 $\left[\frac{B 1}{A 1} \right]$	月分 2.30	月分 2.01
	上半期 $\left[\frac{B 2}{A 2} \right]$	2.36	2.04
	計	4.66	4.05
	年間の平均	4.66月分	

注1 「下半期」とは令和6年8月から令和7年1月まで、「上半期」とは同年2月から7月までの期間をいいます。

2 「特別給の支給割合」の「年間の平均」は、民間事業所の事務・技術等従業員と技能・労務等従業員の構成比を職員の構成比に合わせて求めました。

3 職員の給与と民間従業員の給与との比較

(1) 公民給与の比較方法の見直し

人事院においては、行政課題の複雑化・多様化や今日の厳しい人材獲得競争を踏まえ、公務の職務・職責をより重視するとともに、人材獲得上の競合関係にある企業規模を意識したものとするため、本年の官民給与の比較から、比較対象企業規模を従来の50人以上から100人以上とする等の見直しが行われたところです。

本委員会としても、地方公務員法の定める情勢適応の原則や均衡の原則に合致し、適正なものになるよう、今般の国における比較対象企業規模の見直しを踏まえ、比較対象企業規模を従来の50人以上から100人以上とすることとします。

また、特別給の公民比較においても、月例給における比較対象企業規模との整合性を考慮し、企業規模100人以上の民間企業を比較対象とすることとします。

(2) 月例給

本委員会は、前記Ⅱの「職員給与等実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、本県の一般の行政事務を行っている職員（行政職員）と、これに類似する民間の事務・技術関係職種の従業員について、本年4月分の給与月額を比較しました。

その方法は、職員と民間従業員の双方について、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の給与月額を対比させ、民間従業員の給与月額を、職員の人員構成に置き換えて算出した平均給与月額と、職員の平均給与月額との精密な比較（ラスパイレス方式）を行うものです。

この方法により公民給与の比較をした結果、民間従業員の給与が職員の給与を一人当たり平均12,318円（3.09%）上回っていました。

給 与 の 比 較

職員の給与 (行政職員) (A)	民間従業員の給与 (事務・技術関係職種) (B)	(B) - (A)
398,009円	410,327円	12,318円 (3.09%)

注 職員、民間従業員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていません。

(3) 特別給

民間従業員に支給された特別給の支給割合（4.66月分）を、0.05月を単位とした支給月数にすると4.65月であり、職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数（4.60月）と比較した結果、民間従業員の支給月数が職員の支給月数を0.05月上回っていました。

特 別 給 の 比 較

職員の支給月数 (A)	民間従業員の支給月数 (B)	(B) - (A)
4.60月	4.65月	0.05月

注 民間従業員の支給割合の4.66月分を、0.05月ごとの区切りとなるよう小数点以下第2位で二捨三入、七捨八入し、4.65月の支給月数としました。

4 職員の給与と国家公務員の給与との比較

総務省が実施した令和6年地方公務員給与実態調査によると、行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員の俸給とこれに相当する本県職員の給料を、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により比較したところ、国家公務員を100とした場合の本県の指数は、令和6年4月1日時点において100.0となっています。

Ⅲ 本県職員の給与を取り巻く諸情勢

1 生計費

総務省の全国家計構造調査、全国単身世帯収支実態調査及び家計調査を基礎として本年４月における標準生計費を算定すると、１人世帯で139,720円、２人世帯で187,720円、３人世帯で217,020円、４人世帯で246,290円となります。【資料第17表・38頁】

2 毎月勤労統計調査による賃金

厚生労働省及び本県政策局によると、昨年４月に比べ、県内のパートタイム労働者等を含む常用労働者の本年４月の所定内給与は3.0%増加しています。

3 物価指数

総務省によると、昨年４月に比べ、本年４月の消費者物価指数は、横浜市では3.0%上昇（全国では3.6%上昇）しています。

4 人事院の給与勧告等

人事院は、令和７年８月７日に国家公務員の給与等について報告し、併せてその改正について勧告を行いました。

月例給については、民間給与との較差15,014円（3.62%）を解消するため、行政職俸給表（一）の水準を平均3.3%引き上げることとしています。

特別給（現行4.60月）については、民間事業所の支給割合に見合うよう支給月数を0.05月分引き上げ、4.65月分に改定することとしています。

【資料39～40頁】

IV 本委員会の見解

1 本年の給与改定

(1) 月例給

前記Ⅱ 3 (2)のとおり、本年4月時点で、職員の給与が民間従業員の給与を12,318円（3.09%）下回っていることから、民間従業員の給与との均衡を図るため、月例給の引上げ改定を行い、この較差を解消する必要があります。

この改定は、本年4月時点の比較に基づいて職員の給与を民間従業員の給与と均衡させるために行うものであることから、同月に遡及して実施する必要があります。

月例給の引上げ改定に当たっては、基本的な給与である給料を引き上げるため、給料表の改定を行うことが適当です。

その際、人事院の俸給表の改定に係る基本的な考え方や手法を参考にし、給料表の改定を行っても、較差がなお残ることから、併せて諸手当を改定する必要があると考えます。

扶養手当及び住居手当については、民間の支給状況との均衡等を考慮すると手当額を改定する状況にありません。地域手当については、令和3年の本委員会の勧告に基づき実施している給与カーブの見直しによる完成時の支給割合に達しておらず、支給割合を段階的に引き上げてきていることから、給料表の引上げ改定と併せて地域手当の支給割合の引上げを行うことが適当と考えます。

ア 給料表

民間との給与比較を行っている行政職給料表(1)及び学校行政職給料表の改定に当たっては、国や近隣の地方公共団体等の初任給の状況、民間事業所における初任給の動向を勘案し、人材確保の観点等を踏まえ、人事院による行政職俸給表(一)の改定に準じて、12,200円を限度に、本県の初任給を引き上げることとします。

また、これを踏まえ、おおむね30歳台後半までの職員が在職する号給に重点を置くとともに、その他の職員が在職する号給は改定額を逡減させる形によって、全ての級号給で引上げ改定を行うこととします。

その他の給料表についても、行政職給料表(1)との均衡を基本に改定することとします。

イ 地域手当

給料表の引上げ改定を行ってもなお残る較差を解消するため、支給割合を0.05%引き上げ、これを給与カーブの見直しによる支給割合の引上げの一部とし、本年4月に遡及して12.5%とすることが適当です。

(2) 特別給

前記Ⅱ3(3)のとおり、職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数が民間従業員の特別給の支給月数を0.05月下回っていることから、民間従業員の特別給の支給月数との均衡を図るため、支給月数を年間で0.05月引き上げることとします。

改定に当たっては、民間の特別給の支給状況等を踏まえ、支給月数の引上げ分は期末手当及び勤勉手当の支給月数に均等に配分することとします。

支給月数の引上げ分は、本年度については、12月期の期末手当及び勤勉手当に均等に配分し、令和8年度以降においては、6月期及び12月期の期

末手当及び勤勉手当が均等になるよう支給月数を定めることとします。

また、定年前再任用短時間勤務職員及び特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当並びに任期付研究員の期末手当も、同様に支給月数を引き上げることとします。

(3) 通勤手当

人事院は、自動車等使用者に対する通勤手当について、民間の長距離通勤者に対する支給額が公務の手当額を上回っている状況を踏まえ、自動車等により通勤することが必要な職員の負担に配慮して、令和8年4月から、上限を「100km以上」とし、「60km以上」の部分について5km刻みで新たな距離区分を設けることとしています。また、現行の「10km以上15km未満」から「60km以上」までの距離区分についても、民間の支給状況等を踏まえ、200円から7,100円までの幅で引上げ改定を行い、令和7年4月に遡及して実施することとしています。

次に、公務では、自動車等使用者が、通勤の際に自らの負担により外部の駐車場を利用している状況が見られており、民間では、従業員の自己負担が生じないように駐車場を確保している事業所が、約7割となっていること等を踏まえ、1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を令和8年4月から新設することとしています。

あわせて、職員に対して適時適切に通勤手当を支給するため、月の途中で採用された職員等に対し、採用日等から通勤手当を支給できるよう、通勤手当の支給等に係る規定に関し、所要の措置を講じ、令和8年10月から実施することとしています。

国家公務員給与が捉えている課題は、多くの地方公共団体に共通していることから、本県においても、公務としての類似性を有し、専門的見地か

ら検討されている国の給与制度の内容を十分に踏まえつつ、適切に対応しなければなりません。

本委員会としても、任命権者において、職員の勤務実態及び人事院の給与報告・勧告の内容を考慮し、適切な対応を検討することを求めます。

2 給与カーブの見直し

給与カーブの見直しについては、職務と責任に応じた給与制度とするよう令和4年4月に給料表を見直したところです。

この見直しに伴い生ずる給与原資を若年層職員等へ再配分するため、地域手当の支給割合について、昨年の本委員会の報告において、本見直し完成時の支給割合を職員の給与と民間の給与の較差解消の観点、経過措置の状況等を踏まえ、本年の本委員会の給与報告・勧告において示すこととしました。

こうした経緯を踏まえ、令和7年度の地域手当の支給割合を令和3年の本委員会の報告において示した本見直し完成時の支給割合である12.5%とします。

なお、令和3年の本委員会の報告において示したとおり、本県の給料表は、一部の級において、国よりも号給が増設されています。また、このことにより、給与原資の配分について、国と比較して若年層職員よりも高齢層職員に比重が置かれた状況となっています。

給与制度のアップデートにおける地域手当の支給割合の引上げ（後記3(2)）に要する給与原資を確保するためにも、引き続き、地方公務員法の定める給与決定の原則に基づき、職務や責任に応じた給与制度への見直しを進める必要があります。

本委員会としては、号給増設の経緯等を踏まえ、任命権者において、号給増設の見直しに向けた必要な検討を進めていくことを求めます。

3 給与制度のアップデートにおける地域手当の支給割合

(1) 見直しの必要性

人事院は、昨年の報告において、適切な処遇は優秀な人材の確保のために不可欠であることから、「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）」に言及しました。

地域手当の支給割合については、最新のデータを用いて地域の民間賃金の状況を国家公務員給与に反映させるよう、令和10年4月1日まで段階的に見直すこととしています。

地方公務員法の定める均衡の原則に基づき、国家公務員の給与制度の見直しの内容や考え方については十分考慮すべきであることから、本県においても、国家公務員の地域手当の見直し内容を踏まえ、適切に地域手当の見直しを行う必要があります。

(2) 見直しの内容

地方公共団体の地域手当については、給料水準が適切に見直されていることを前提に、国における地域手当の指定基準に基づき、支給地域及び支給割合を定めることが原則です。

見直しに当たっては、こうした地方公務員の給与改定等に関する取扱いの原則の下、14%を上限として、今後の職員の給与と民間の給与の較差解消の観点、職員構成の変動等を勘案し、地域手当の支給割合を引き上げることとします。

その際、令和8年度の支給割合は、本報告において示した給与カーブの

見直し完成時の支給割合である12.5%とし、支給割合の引上げは、改正に要する給与原資の状況等を踏まえ、令和10年4月1日まで段階的に行うこととします。

任命権者においては、国における地域手当の指定基準に基づき、支給地域及び支給割合を定めるには、給料水準が適切に見直されていることが前提であることを踏まえ、給料表の号給増設の見直し（前記2）に向けた必要な検討を進めていくことを求めます。

4 職務・職責を重視した新たな給与体系の構築等

人事院は、本年の報告において、職務・職責を重視した新たな給与体系に移行するため、令和8年夏に措置の骨格を、令和9年夏に具体的な措置内容を報告できるよう、勤務時間や任用など他の制度と一体で見直しを進めること等に言及しています。

本県においても、今後の国の動向を注視し、検討を進めていく必要があります。

5 公立学校教員の給与

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（以下「改正給特法等」という。）案」については、一部修正の上で、令和7年5月15日の衆議院本会議、同年6月11日の参議院本会議において可決され、成立しました。

この法律は、学校教育の質の向上に向けて、教師に優れた人材を確保する必要があることに鑑み、学校における働き方改革の更なる加速化、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教師の処遇改善を一体的・総合的に進めるた

め、

- ・ 教育職員の服務を監督する教育委員会に対する「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定及び当該計画の実施状況の公表等の義務付け
- ・ 学校の教育活動に関し、教職員間の総合的な調整を担う「主務教諭」の職の創設
- ・ 教職調整額の基準となる額について、給料月額の４％から１０％への引上げ
- ・ 教師の職務や勤務の状況に応じた義務教育等教員特別手当の支給を実現するための規定の整備

などの措置を一括して講ずるものです。

本委員会としては、こうした改正給特法等による内容は、社会一般の情勢に適応した適正な勤務条件を確保する重要な措置と考えていることから、任命権者において、適切な対応を検討することを求めます。

6 公務運営

(1) 人材の確保・育成

ア 多様な人材の確保と採用制度

社会経済や国際情勢の急激な変化により複雑・多様化する行政課題に取り組むためには、使命感とチャレンジ精神にあふれ、県民の目線に立って職務遂行ができる人材や多様な経験・スキルを持つ人材を継続的に確保していく必要があります。

首都圏に位置する本県では、国や他の地方公共団体に加え、民間企業との間で優秀な人材の獲得競争がますます激しくなっており、本県の職員採用を取り巻く情勢は急速に変化しています。

本委員会は、技術系区分の人材を確保するため、本年度からⅠ種等試験では論文試験を、Ⅲ種試験では作文試験を廃止したほか、建築職については、これまでのⅠ種試験に加え、早期Ⅰ種試験及び秋季Ⅰ種試験を新たに実施するとともに、秋季Ⅰ種試験では受験可能年齢を1歳引き下げ、大学3年生から受験できるよう見直すことで、受験機会の拡大を図りました。また、本県は、これまでも、多様な職務経験・社会活動経験やスキル・資格等を持つ人材を確保するため、民間企業との人事交流や任期付職員の採用のほか、中途採用試験などに取り組んできたところです。

これらの取組により、直近では一部試験区分において受験者数は増加に転じましたが、採用が困難な技術系区分及び免許資格職は、採用予定者数の確保に至っていません。そのため、本委員会は求職者の実態や民間企業、国、他の地方公共団体の動向も踏まえながら、人材の確保につながる試験制度等を検討していく必要があります。また、労働市場の採用意欲が高い状況においては、採用試験の合格者を採用へとつなげる働きかけが重要となることから、本委員会は、引き続き任命権者における取組に期待します。

本県では、県職員として働く魅力を分かりやすく発信するため、職員採用ホームページにおいて、職員の働く様子や職場の雰囲気動画を紹介し、転職者を含めた新規採用職員のメッセージを発信するとともに、人事制度や研修制度、子育て関連制度の紹介等、受験者が知りたい情報を掲載しています。

また、民間企業が運営する就職情報サイト、SNS、インターネット広告を活用した採用試験の周知、職員採用説明会の広報に加え、新たな

取組として職員採用PR動画を作成し、ホームページへの掲載やテレビCMでの放映など、様々な媒体を通じて受験者に情報を提供しています。

さらに、従来からの取組として、職員採用説明会、庁舎公開における「県職員採用相談会・説明会」及び「県のしごと紹介座談会」の実施並びに大学等説明会及び民間企業主催の合同説明会への積極的な参加を通じて、採用試験等の個別相談を行いました。

受験者の確保に向けて、就職先として本県を考えたことがない学生には、キャリア選択が可能な人事制度となっていること、テレワーク及び時差出勤といった職員のライフスタイルに合わせた働き方ができること、また、公務員試験対策を負担に感じる学生には、人物重視の試験であることを伝えていく必要があります。

本委員会は、引き続き、各種広報媒体による積極的な情報発信、各種説明会への参加等を通じて、就職先としての認知度を高め、受験者の確保を図れるよう、任命権者とも連携し、様々な広報活動を展開していきます。

また、任命権者においては、本年、学生に職業意識の向上や県政に対する理解を深めてもらうことを目的とした「神奈川県庁体験プログラム（インターン）」を、春季（２月～３月）及び夏季（８月～９月）に実施しました。

昨今、学生が就職活動でインターンシップを重要視している現状を踏まえ、任命権者において、当該取組の受入体制や内容の更なる充実を図っていく必要があります。また、人事院は、本年の報告において、インターンシップを活用した早期選考の実施に向けた環境整備に言及しており、引き続き、本県として、国の動向を注視していく必要があります。

イ 人材育成とキャリア形成

質の高い県民サービスを提供するには、昨年３月に策定された「第３期 組織・人事改革戦略」（以下「戦略」という。）で掲げた「めざすべき職員像・組織像」の実現に向けた人材育成を行う必要があり、そのためには、ＯＪＴの充実及び研修の拡充による組織的な人材育成の取組が重要です。

一方で、「第３期 行政改革大綱 令和６年度点検報告書」によれば、ＯＪＴによる人材育成の実感度は、６割程度となっています。

そこで、任命権者においては、ＯＪＴを各職場で実施するためのガイドとして「ＯＪＴハンドブック」を改定し、本年４月に全庁に対して周知を行うとともに、職員キャリア開発支援センターではＯＪＴの手法等を学ぶ科目を設置し、研修環境を整えました。

本委員会は、職員一人ひとりが、仕事を通じて自身のスキルや能力を高め、自らの成長を実感できるＯＪＴの推進を期待します。

任命権者においては、戦略を踏まえ、新規採用職員に対して、実務に直結する知識やスキルの習得を目的とした研修日数及び科目の拡充を引き続き実施しているほか、業務の取りまとめや若手職員への指導・助言を行う副主幹級職員・主査級職員に対して、マネジメントの基礎、業務管理能力を学ぶ「演習型マネジメント研修」及び「マネジメント能力向上研修」を階層別研修に新設し、職責に応じた研修の充実を図ってきました。

本年度は、職員アンケートの結果を反映した研修科目として「業務改善・仕事の効率化」等为新設し、職員の実務能力の養成に努めています。

また、職員の主体的なキャリア開発・形成や成長を支援するため、人

事担当とのキャリアプラン面接に加えて、専門資格を有するカウンセラーによるキャリアカウンセリングを実施するなど、引き続き職員が相談しやすい環境を整えるとともに、所属単位での目標・ミッションやグループ・出先機関の課等の単位で主に業務内容や関連する職務分野、活かせる・身につくスキル等を一覧にした「所属業務カタログ（試行版）」を作成して、職員の主体性や意欲を重視した人材育成に取り組んでいます。

さらに、「職員が働きがいを感じ、職務を通して成長を実感できる」組織を目指すべき組織像の一つに掲げ、職責を踏まえた人事評価の見直しを検討するとした戦略に基づき、副主幹・主査等の中堅職員が担っている業務マネジメント等の能力を適切に評価するよう必要な見直しを行い、人材育成に活用することとしました。

本委員会は、戦略に基づき、職責に応じた研修の充実を図り、実務能力の養成に努めるとともに、様々な経歴や専門性を有する職員の主体的なキャリア形成につながる人材育成の仕組みの構築を期待します。

ウ 多様な人材の活躍推進

多様な視点や発想を県の政策に反映することは、行政サービスの質の向上に資することから、性別、障害の有無、年齢などに関わりなく全ての職員が活躍することが求められます。

本県では、令和3年4月に改定した「次世代育成支援・女性活躍推進に関する職員行動計画」（計画期間：令和3年度から令和7年度まで。以下「職員行動計画」という。）において、令和8年4月1日時点の知事部局等（知事部局、企業庁、議会局、各局委員会、教育委員会（教員を除く。））の管理職に占める女性職員の割合を25%として積極的な登

用を推進してきました。本年度の割合は、20.6%（知事部局23.9%）となり、目標には届いていない状況にあります。本委員会は、任命権者に対し、職員行動計画の趣旨を踏まえ、管理職候補となる中堅層の育成が進むよう、実効性のある取組を一層推進するとともに、職員誰もが希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境の整備を求めます。

本県は、本年3月に「第2期 障害者活躍推進計画」（計画期間：令和7年度から令和11年度まで。以下「推進計画」という。）を策定し、障害者の採用や職場環境の整備など、各取組を推進しています。これまで、採用選考における拡大印刷や点字等による対応のほか、採用前の医師同席の面談や採用後の管理監督者面談、精神障害のある方に対するフォローアップの面談の実施、障害者への就労経験の機会の提供等を目的として県庁内に設置している「かながわチャレンジオフィス」の規模の拡大、昨年度新たに設置した各地域県政総合センターにおける地域チャレンジオフィスにより、障害者雇用の推進に取り組んできました。

推進計画では、難病患者等を対象とした職員採用の検討、「就労パスポート」等を活用した特性等のよりの確な把握、「かながわチャレンジオフィス」からのステップアップといった、障害のある職員が障害特性や個性に応じて能力を有効に発揮できるような取組を、より一層推進していくとしています。

こうした中、令和8年7月1日から、地方公共団体に適用される障害者雇用率は3.0%（教育委員会2.9%）となります。

本委員会は、任命権者に対し、引き続き、受入体制の強化や計画的な採用を通じて雇用の推進を図るとともに、適切な配置及び育成に当たっての合理的配慮により、障害のある全ての職員が活躍できる職場環境づ

くりを更に推進することを求めます。

また、令和５年度から段階的に定年が引き上げられるとともに、管理監督職に就いている職員は、原則として、60歳に達した日以後の最初の４月１日に非管理監督職に降任することとなりました。

任命権者においては、ベテラン世代の職員に対するリフレッシュ休暇の付与や、本年度の「ベテランのマインドチェンジ講座」の実施など、ベテラン世代の職員がモチベーションを維持して活躍できる環境整備を図っています。

本委員会は、今後も、複雑・多様化する行政課題への確に対応するため、ベテラン世代の職員の知識・経験の中堅・若手職員へ着実に継承する取組の推進に期待します。

(2) 働き方改革と勤務環境の整備

ア 仕事と生活の両立支援と職員が能力をより発揮できる勤務環境の整備

ワーク・ライフ・バランスに対する社会全体の意識が高まり、ライフスタイルや働き方に対する価値観が多様化している中で、時代に即した多様で柔軟な働き方を推進することは、職員誰もが活躍できる勤務環境を整備し、仕事と生活の両立支援を図る上で極めて重要です。

少子高齢化の急速な進展や共働き世帯の増加等に伴い、子育てや介護の責任を担う職員が今後更に増加していくことが考えられ、様々な事情を抱える職員が、安心して仕事と生活を両立し、その能力を十分に発揮することができるよう、働きやすい勤務環境の整備が一層求められています。

国では、令和５年12月に閣議決定した「こども未来戦略」において、

一般行政部門の男性公務員に係る 2 週間以上の育児休業取得率に関する政府目標を、令和 7 年までに30%としていたものを、令和12年までに85%と引き上げました。

本県でも、令和 5 年12月に職員行動計画を一部改定し、令和 7 年度までに知事部局等（知事部局、議会局、各局委員会）における男性職員の 2 週間以上の育児休業取得率を85%とする見直しを行いました。なお、昨年度の取得率は84.6%（速報値）となっています。

任命権者においては、職員向けサイト「イクボスポータル」で、子育て・介護等に関する情報を提供するほか、育児・介護を行う職員を対象としたフレックスタイム制度の柔軟化を図り、選択的週休 3 日制を導入するとともに、育児や家族の介護が必要になった旨を申し出た職員に対し、両立支援制度等の情報提供等を新たに整備するなど、育児・介護と仕事の両立支援を推進しています。

人事院は、昨年度の人事院規則等の改正により、超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大や子の看護休暇等の見直しを行ったところであり、本年の報告では、これらの制度が職員に広く活用されるよう、職員向けのリーフレットや管理職員向けの研修教材の内容の充実など、効果的な周知・啓発に取り組むこととしています。

また、自営兼業（自ら営利事業を営む兼業）について、職員の自律的なキャリア形成の促進やモチベーションの向上にも好影響を与え得ることに着目し、人材確保の観点からも有益であることから、職務専念義務、職務の公正な執行や国民の公務への信用の確保を前提としつつ、自営兼業の統一的な承認基準を新設し、令和 8 年度から施行することとしています。

さらに、育児や介護等に限らない職員の様々な事情に応じた無給の休暇、フレックスタイム制や年次休暇取得単位の更なる柔軟化など、既存の制度の見直しについても、個人の事情に配慮した働き方を推進し、柔軟な働き方が可能となるよう検討していくこととしています。

任命権者においては、こうした国における動向を注視し、制度の拡充・緩和に向けた見直しを行うとともに、魅力ある勤務環境の整備に向けた更なる取組を推進していく必要があります。

また、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、個々の職員の子育て・介護等の事情や多様化するライフスタイルに応じた柔軟な働き方がより一層可能となるような職場環境づくりも非常に重要です。そのために、本委員会は、男性職員の育児休業やフレックスタイム制度など、様々な支援制度がより利用しやすくなるよう、職員本人だけでなく管理職を含めた周囲の職員の意識醸成を図るなど、周知・啓発を積極的に進めていくことを期待します。

本委員会においても、柔軟な勤務時間制度等に関する国の動向を注視するとともに、引き続き、休暇制度等に関する分かりやすい情報提供に取り組んでいきます。

イ 働き方改革による長時間労働是正等の取組

長時間労働の是正等は、職員の健康保持やワーク・ライフ・バランスの推進のみならず、多様な人材の確保や定着といった観点からも重要な課題の一つです。

本県では、平成29年に知事を本部長とする働き方改革推進本部を設置し、昨年度からは新たな「働き方改革取組方針」（取組期間：令和6年度から令和9年度まで。以下「取組方針」という。）の下、全庁を挙げ

た過重労働防止策に取り組んでいます。

昨年度は、朝夕ミーティング等の基本的な取組の徹底を全庁に対して周知するほか、パソコンのログ情報と時間外勤務承認時間との差分を各局総務室等に情報提供するなど、職員の勤務時間の適切な管理に向けた取組が行われました。また、デジタル技術や民間活力の活用等により、全庁で172件の事務事業を見直すことで、業務を削減しました。

しかし、月80時間超の時間外勤務を行った職員は88人、月100時間以上の時間外勤務を行った職員は災害等の特例事由を除いて3人と、いずれも令和5年度から増加しています。また、取組方針では、長時間労働の是正に関する数値目標として「時間外勤務月80時間超の職員ゼロ」を掲げていますが、初年度となる昨年4月に月100時間以上の時間外勤務が発生しました。

任命権者においては、昨年度の取組状況を取りまとめて分析し、次年度以降の取組につなげていくとしており、月80時間超の時間外勤務を行った職員が多く発生していることを踏まえ、引き続き職員の勤務時間の管理を徹底することとしています。

これまでも、月80時間超の時間外勤務を行った場合には、個別に状況を確認してきましたが、そのような事案の発生を防止することが職員の健康を守る上で不可欠であることを改めて深く認識するとともに、多様な人材の確保等の観点からも取組方針に掲げる数値目標の早期達成に向けた取組を積極的に進めていくことが重要です。

本委員会は、任命権者において、時間外勤務の上限時間等を定めた条例・規則を遵守することはもとより、取組方針に掲げる長時間労働を是正するための取組を強力に推進していくことを求めます。

また、本県教育委員会は、本年３月に「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」を改定し、県教育委員会と県域の市町村教育委員会が一体となって、働き方改革を加速させるとしています。これまでの取組により、「年次休暇一人あたり年平均取得日数15日以上及び学校閉庁日５日間の設定」や「神奈川県の学校部活動に関する方針」の遵守」といった目標はおおむね達成されましたが、依然として、月45時間を超える時間外勤務を行っている教員が多いという実態があります。

本委員会は、人材の確保という観点からも、本県教育委員会が、教員の在校等時間を適切に把握した上で、時間外在校等時間の縮減のため、業務の削減・見直しや校務D Xの加速化等といった各種取組の着実な実施、「市町村立学校働き方改革加速化補助金」による県域の市町村立学校が行う取組への支援等により、教員の負担軽減が一層図られることを期待します。

ウ 健康管理対策の推進

職員が、身体的にも精神的にも満たされた健康な状態でいきいきと働くことは、組織を活性化し、質の高い県民サービスを提供することにつながるものであるため重要です。

本県では、昨年３月に「第３期 神奈川県職員健康経営計画＜県庁C H O計画＞」を策定し、「身体健康」、「心の健康」、「職場環境改善」を３つの柱とする施策体系をもって取組を進めています。

同計画では、近年、メンタルヘルス相談件数が高止まりし、休職者数も増加している状況があることから、職員のメンタルヘルス対策にも重点的に取り組むとしています。具体的には、ストレスチェックの目的や重要性の周知、受検率の向上に努めるほか、所属長向けのストレスチェッ

クの集団分析結果説明、高ストレス者への面接実施、メンタルヘルス不調の早期発見・早期対応のためのメンタルヘルス相談の実施や、職場リハビリテーションをはじめとする復帰支援・再発防止等、職員と組織がそれぞれの役割を理解し、連携を図りながら対策を講じるものです。

本委員会は、職員一人ひとりが心身の健康状態を良好に保ち、能力を最大限発揮できるよう、引き続き、健康管理対策に取り組み、健康経営を実践していくことを期待します。

エ 職場におけるハラスメントの防止

職場におけるハラスメントは、職員の尊厳や人格を不当に傷つけ、心身の健康を害するばかりか、職場全体の士気や公務能率を大きく低下させるものであり、徹底して防止する必要があります。

任命権者は、これまで、ハラスメント防止指針や事例集などハラスメントに関する情報をワンストップで確認できる「ハラスメント防止対策ポータル」の開設や、研修の強化等による意識改革の徹底などの取組を行ってきたほか、令和3年度からは、毎年11月を「働き方改革推進月間」として位置付け、働き方改革の推進に向けた取組の一環として、幹部職員向け研修を実施するなど、ハラスメント防止に向けた取組を強化してきています。

しかし、任命権者の相談窓口や本委員会の職員苦情相談窓口に寄せられた昨年度のハラスメント関連の相談件数は、令和5年度より若干減少したものの、一定数が寄せられています。また、任命権者が実施した「令和6年度行政改革に関する職員の意識調査」によると、ハラスメントを受けたと感じている職員の割合は、令和5年度より若干減少したものの、17%に上っています。

こうした中、任命権者は、本年度の不祥事防止取組強化項目の一つとして「ハラスメントの根絶」を掲げ、各所属においては、研修や点検の機会を活用し、ハラスメントの加害者をつくらない取組に加えて、その周囲にいる職員が取り組むべき点も含めて意識啓発を行い、職員一人ひとりが当事者意識を持って根絶に取り組む体制づくりを強化することとしています。

本委員会は、任命権者において、今後も、研修等による職員の意識啓発を継続的に実施するほか、円滑なコミュニケーションにより風通しの良い職場環境を醸成するなど、ハラスメントを生じさせない職場づくりを一層推進していくよう求めます。

また、任命権者は、カスタマーハラスメントについて、昨年度、全所属を対象に実施した実態調査の結果を踏まえ、「神奈川県庁カスタマーハラスメント対策基本方針」を策定し、県民等に周知するとともに、本年4月以降、職員向け研修の実施、カスタマーハラスメント対策に特化した弁護士による相談や交渉代理の体制整備、個別通話録音装置の導入等、対策を本格的に進めています。

カスタマーハラスメントに対する職員の負担を減らし、安心して働き続けられる職場環境を整備することは非常に重要です。本委員会は、任命権者において、有効なカスタマーハラスメント対策を一層推進していくよう求めます。

本委員会としても、職員苦情相談窓口の対応がハラスメント関連事案解決の一助となるよう、引き続き取り組んでいきます。

「職員の給与等に関する報告」については、以上のとおりです。

本県では、公務員としての自覚を欠いた職員による不祥事が後を絶ちません。法令等を遵守し、全体の奉仕者として行動すべき公務員の不祥事により、行政への県民の信頼や期待が大きく損なわれていることは看過できない事態です。

県民の信頼を回復するために、職員一人ひとりが厳正な規律意識と強い使命感の下、職務に専念するとともに、勤務時間の内外を問わず高い倫理観を持って行動されることを望みます。

議会及び知事におかれましては、職員給与等についての本委員会の見解を御理解の上、別紙第２で示す勧告を速やかに実施されるよう要請します。

給与等の報告・勧告制度の下、職員の適正な勤務条件を確保することは、中立かつ公正な第三者機関である人事委員会の使命であり、本委員会としては、今後ともその責任を果たしてまいります。

(別紙第2)

勸 告

本委員会は、職員の給与について、次の措置をとられるよう勧告します。

1 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号）及び学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号）の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

(2) 地域手当

地域手当の支給割合を100分の12.5とすること。

(3) 期末手当及び勤勉手当

ア 令和7年12月期の支給月数

(イ) (i)以外の職員

期末手当の支給月数を1.275月（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、0.725月）とし、勤勉手当の支給月数を1.075月（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、0.525月）とすること。

(i) 特定幹部職員

期末手当の支給月数を1.075月（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、0.625月）とし、勤勉手当の支給月数を1.275月（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、0.625月）とすること。

イ 令和8年6月期以降の支給月数

(イ) (i)以外の職員

6 月期及び12月期に支給される期末手当の支給月数をそれぞれ1.2625月（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.7125月）とし、6 月期及び12月期に支給される勤勉手当の支給月数をそれぞれ1.0625月（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.5125月）とすること。

(i) 特定幹部職員

6 月期及び12月期に支給される期末手当の支給月数をそれぞれ1.0625月（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.6125月）とし、6 月期及び12月期に支給される勤勉手当の支給月数をそれぞれ1.2625月（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.6125月）とすること。

2 任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年神奈川県条例第5号）の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当

ア 令和7年12月期の支給月数

期末手当の支給月数を1.775月とすること。

イ 令和8年6月期以降の支給月数

6 月期及び12月期に支給される期末手当の支給月数をそれぞれ1.75月とすること。

3 任期付職員の採用等に関する条例（平成15年神奈川県条例第4号）の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 期末手当及び勤勉手当

ア 令和7年12月期の支給月数

期末手当の支給月数を0.975月とし、勤勉手当の支給月数を0.9月とすること。

イ 令和8年6月期以降の支給月数

6月期及び12月期に支給される期末手当の支給月数をそれぞれ0.9625月とし、6月期及び12月期に支給される勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.8875月とすること。

4 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、令和7年4月1日から実施すること。ただし、1(3)イ、2(2)イ及び3(2)イについては、令和8年4月1日から実施すること。

(2) 主務教諭の職を設置する場合等の所要の措置

主務教諭の職を設置する場合又は給料表の号給増設の見直しを行う場合は、本委員会と協議の上、1(1)による改定後の給料表を改定すること。

この改定を実施する場合は、令和8年4月1日から実施すること。

(3) その他所要の措置

(2)に掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講ずること。

別記第1

行政職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300	567,100
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000	574,100
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100	580,000
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300	584,800
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700	588,800
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900	591,700
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800	594,100
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300	596,000
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300	
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600			
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100			
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600			
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100			
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400			
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700			
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900			
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100			
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400			
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700			
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900			
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100			
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900			
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700			
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500			
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100			
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700			
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300			
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900			
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600			
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400			
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800			
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500			
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000			
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400			
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800			
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200			
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600			
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900			
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200			
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500			

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800			
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100			
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400			
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700			
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000			
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	463,300			
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	463,600			
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	463,900			
	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	464,200			
	50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200				
	51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400				
	52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700				
	53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900				
	54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200				
	55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500				
	56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800				
	57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000				
	58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300				
	59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600				
	60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800				
	61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000				
	62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300				
	63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600				
	64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800				
	65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000				
	66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300				
	67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600				
	68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800				
	69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000				
	70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300				
	71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600				
	72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800				
	73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000				
	74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300	427,300				
	75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600	427,600				
	76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800	427,800				
	77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000	428,000				
	78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300	428,300				
	79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600	428,600				
	80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800	428,800				
	81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000	429,000				
	82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300					
	83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600					
	84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800					
	85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000					
	86	266,200	305,800	355,700	397,000	409,300					
	87	266,500	306,100	356,100	397,400	409,600					
	88	266,800	306,400	356,500	397,800	409,800					

	89	267,100	306,700	356,700	398,100	410,000						
	90	267,400	307,000	357,100	398,600	410,300						
	91	267,700	307,300	357,500	399,000	410,600						
	92	268,000	307,600	357,900	399,400	410,800						
	93	268,300	307,800	358,100	399,700	411,000						
	94		308,000	358,400	400,200							
	95		308,300	358,800	400,600							
	96		308,700	359,100	401,000							
	97		308,900	359,400	401,300							
	98		309,200	359,800								
	99		309,500	360,200								
	100		309,900	360,600								
	101		310,100	361,100								
	102		310,400	361,500								
	103		310,700	361,900								
	104		311,000	362,300								
	105		311,200	362,800								
	106		311,500	363,200								
	107		311,800	363,500								
	108		312,100	363,800								
	109		312,300	364,200								
	110		312,600									
	111		313,000									
	112		313,300									
	113		313,500									
	114		313,700									
	115		314,000									
	116		314,400									
	117		314,600									
	118		314,800									
	119		315,100									
	120		315,400									
	121		315,700									
	122		315,900									
	123		316,200									
	124		316,500									
	125		316,800									
定年前再任用短時間勤務職員		基 給料月額 円	準 給料月額 円	基 給料月額 円	準 給料月額 円	基 給料月額 円	準 給料月額 円	基 給料月額 円	準 給料月額 円	基 給料月額 円	準 給料月額 円	基 給料月額 円
		200,300	248,700	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200	462,400	544,100	

行政職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	198,200	240,400	260,400	291,600	319,000
	2	199,900	241,200	261,300	292,300	320,300
	3	201,600	242,000	262,200	293,000	321,600
	4	203,300	242,700	263,100	293,500	322,800
	5	205,000	243,400	264,100	294,100	323,700
	6	206,700	244,100	265,000	294,700	324,900
	7	208,300	244,900	266,000	295,300	326,100
	8	209,900	245,600	266,900	295,800	327,200
	9	211,500	246,400	267,800	296,300	328,200
	10	213,000	247,100	268,600	296,900	329,200
	11	214,500	247,800	269,300	297,500	330,300
	12	215,900	248,400	269,700	297,900	331,400
	13	217,300	249,100	270,300	298,300	332,400
	14	218,800	249,500	270,700	298,800	333,400
	15	220,300	250,000	271,100	299,200	334,500
	16	221,800	250,400	271,500	299,500	335,600
	17	223,200	250,900	271,900	299,900	336,600
	18	224,600	251,300	272,400	300,300	337,700
	19	226,000	251,800	272,900	300,700	338,800
	20	227,400	252,200	273,500	301,000	339,800
	21	228,800	252,500	274,200	301,300	340,800
	22	229,800	252,800	274,800	301,700	341,800
	23	230,900	253,100	275,400	302,100	342,700
	24	232,000	253,400	276,200	302,400	343,700
	25	233,000	253,900	277,000	302,700	344,700
	26	233,800	254,400	277,700	303,100	345,600
	27	234,700	254,800	278,200	303,400	346,600
	28	235,500	255,300	278,900	303,800	347,600
	29	236,400	255,800	279,700	304,100	348,600
	30	237,200	256,300	280,400	304,600	349,600
	31	238,000	256,700	281,100	305,000	350,600
	32	238,800	257,100	281,700	305,500	351,500
	33	239,600	257,400	282,400	306,000	352,400
	34	240,100	257,900	283,100	306,400	353,300
	35	240,600	258,400	283,800	306,900	354,100
	36	241,100	258,800	284,400	307,400	355,000
	37	241,700	259,200	285,000	307,900	355,900
	38	242,200	259,700	285,700	308,500	356,900
	39	242,700	260,100	286,300	309,100	357,900
	40	243,200	260,500	286,800	309,800	358,800

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	41	243,700	260,900	287,200	310,300	359,700
	42	244,000	261,300	287,700	310,800	360,600
	43	244,300	261,800	288,100	311,400	361,500
	44	244,700	262,100	288,500	311,900	362,300
	45	245,100	262,400	289,000	312,400	363,100
	46	245,500	262,800	289,500	312,900	364,100
	47	245,900	263,200	290,000	313,500	365,100
	48	246,300	263,500	290,300	314,100	366,000
	49	246,600	263,900	290,700	314,700	366,900
	50	246,900	264,300	291,100	315,400	367,900
	51	247,200	264,600	291,500	316,100	368,900
	52	247,500	264,900	292,000	316,800	369,700
	53	247,700	265,300	292,300	317,400	370,600
	54	248,000	265,600	292,700	318,100	371,400
	55	248,300	265,900	293,200	318,700	372,300
	56	248,600	266,300	293,700	319,300	373,200
	57	248,800	266,600	294,100	319,900	374,000
	58	249,100	266,900	294,700	320,600	374,700
	59	249,400	267,200	295,200	321,300	375,400
	60	249,600	267,500	295,800	321,900	376,100
	61	249,800	267,800	296,400	322,400	376,700
	62	250,100	268,100	296,900	322,900	377,400
	63	250,400	268,400	297,500	323,500	378,100
	64	250,600	268,700	298,000	324,100	378,800
	65	250,800	268,900	298,500	324,700	379,400
	66	251,100	269,200	299,000	325,100	380,100
	67	251,400	269,500	299,500	325,500	380,800
	68	251,600	269,700	300,000	326,000	381,500
	69	251,800	269,900	300,400	326,300	382,100
	70	252,100	270,200	300,800	326,800	382,800
	71	252,400	270,500	301,200	327,300	383,500
	72	252,600	270,700	301,600	327,700	384,200
	73	252,800	270,900	302,000	327,900	384,800
	74	253,100	271,200	302,300	328,200	385,500
	75	253,400	271,500	302,700	328,400	386,200
	76	253,600	271,700	303,100	328,700	386,900
	77	253,800	271,900	303,500	329,000	387,500
	78	254,100	272,200	303,900	329,300	388,200
	79	254,400	272,500	304,300	329,600	388,900
	80	254,600	272,700	304,700	329,800	389,600
	81	254,800	272,900	305,000	330,000	390,200
	82	255,100	273,200	305,500	330,300	390,900
	83	255,300	273,500	305,900	330,600	391,600
	84	255,600	273,700	306,400	330,800	392,300
	85	255,800	273,900	306,700	331,000	392,900
	86	256,000	274,100	307,200	331,200	393,600
	87	256,300	274,400	307,700	331,500	394,300
	88	256,600	274,700	308,000	331,800	395,000

89	256,800	274,900	308,400	332,000	395,600
90	257,100	275,100	308,900	332,300	396,300
91	257,400	275,400	309,400	332,600	397,000
92	257,600	275,600	309,900	332,800	397,700
93	257,800	275,900	310,200	333,000	398,300
94	258,100	276,200	310,600	333,300	399,000
95	258,400	276,500	311,000	333,600	399,700
96	258,600	276,700	311,500	333,800	400,400
97	258,800	276,900	311,900	334,000	401,000
98	259,100	277,200	312,300		401,700
99	259,400	277,400	312,600		402,400
100	259,600	277,700	312,900		403,000
101	259,800	277,900	313,200		403,400
102	260,100	278,100	313,600		403,900
103	260,400	278,400	313,900		404,400
104	260,600	278,700	314,300		404,900
105	260,800	278,900	314,600		405,300
106		279,100	315,000		
107		279,400	315,400		
108		279,600	315,600		
109		279,900	315,800		
110		280,200	316,100		
111		280,500	316,400		
112		280,700	316,600		
113		280,900	316,800		
114		281,200	317,100		
115		281,400	317,400		
116		281,600	317,600		
117		281,900	317,800		
118		282,200	318,100		
119		282,500	318,400		
120		282,700	318,600		
121		282,900	318,800		
122		283,100	319,100		
123		283,400	319,400		
124		283,700	319,600		
125		283,900	319,800		
126		284,100	320,100		
127		284,400	320,400		
128		284,700	320,600		
129		284,900	320,800		
130		285,100			
131		285,400			
132		285,700			
133		285,900			
134		286,100			
135		286,400			
136		286,700			

	137			286,900									
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 給	料 月 準 額 円	基 給	料 月 準 額 円	基 給	料 月 準 額 円	基 給	料 月 準 額 円	基 給	料 月 準 額 円	基 給	料 月 準 額 円
		206,200		217,300		235,900		257,800		290,200			

公安職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	225,600	246,600	263,000	269,600	319,700	344,100	396,900	433,100
	2	228,000	248,800	264,700	271,500	320,500	345,600	398,600	435,400
	3	230,400	251,000	266,400	273,600	321,500	347,000	400,300	437,900
	4	232,800	253,200	267,900	275,700	322,300	348,500	402,000	440,300
	5	235,200	255,400	269,500	277,700	323,200	350,000	403,500	442,700
	6	237,800	257,400	271,500	279,000	324,400	351,400	405,300	444,500
	7	240,500	259,400	273,600	280,300	325,700	352,700	407,300	446,400
	8	243,400	261,200	275,700	281,600	327,000	354,000	409,300	448,300
	9	246,600	263,000	277,700	282,900	328,200	355,300	412,600	450,100
	10	248,800	264,700	279,000	284,200	329,700	356,900	414,600	451,700
	11	251,000	266,400	280,300	285,400	331,000	358,500	416,100	453,300
	12	253,200	267,900	281,600	286,600	332,100	360,100	417,600	454,800
	13	255,400	269,500	282,900	287,800	333,100	361,600	419,000	456,200
	14	257,400	271,500	284,200	288,800	334,300	363,200	420,600	457,900
	15	259,400	273,600	285,400	289,800	335,500	364,800	422,200	459,500
	16	261,200	275,700	286,600	291,200	336,600	366,300	423,700	460,900
	17	263,000	277,700	287,800	292,300	337,700	367,800	425,200	461,800
	18	264,700	279,000	288,800	294,400	340,600	369,400	427,300	463,400
	19	266,400	280,300	289,800	296,700	343,400	371,000	429,300	465,200
	20	267,800	281,600	291,200	299,000	346,200	372,500	431,400	467,000
	21	269,200	282,900	292,300	301,200	349,100	374,000	433,100	468,500
	22	271,000	284,200	293,400	303,000	351,000	375,600	434,700	470,300
	23	272,300	285,400	294,500	304,500	352,500	377,200	436,200	472,100
	24	273,700	286,600	295,600	305,800	353,900	378,800	437,700	473,800
	25	275,100	287,800	296,800	307,600	355,200	380,200	439,200	475,400
	26	276,300	288,800	297,400	308,700	356,800	382,600	440,800	477,100
	27	277,500	289,800	297,900	309,700	358,400	385,200	442,200	478,700
	28	278,600	291,200	298,500	311,000	360,000	387,900	443,600	480,500
	29	279,900	292,300	298,900	311,600	361,500	390,500	444,700	482,000
	30	281,000	293,400	299,500	312,300	363,100	392,600	446,100	483,400
	31	282,200	294,500	300,000	312,900	364,600	394,500	447,600	484,900
	32	283,300	295,600	300,500	313,600	366,100	396,100	449,100	486,200
	33	284,600	296,800	300,900	314,200	367,600	397,700	450,400	487,400
	34	285,900	297,400	301,500	314,900	369,200	399,300	452,100	488,100
	35	287,100	297,900	302,000	315,600	370,700	401,000	453,700	488,800
	36	288,300	298,500	302,500	316,200	372,200	402,700	455,300	489,400
	37	289,200	298,900	303,000	316,900	373,700	404,400	456,700	489,900
	38	291,100	299,500	303,600	317,600	375,300	406,400	458,400	490,600
	39	293,100	300,000	304,000	318,200	376,900	408,300	460,100	491,200
	40	294,900	300,500	304,400	319,000	378,500	410,200	461,700	491,800

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	41	296,800	300,900	304,900	319,700	379,900	411,900	463,100	492,100
	42	297,400	301,500	305,500	320,500	381,600	413,300	463,800	492,700
	43	297,900	302,000	306,100	321,500	383,300	414,500	464,500	493,200
	44	298,500	302,500	306,600	322,300	384,900	415,800	465,200	493,700
	45	298,900	303,000	307,200	323,200	386,500	416,800	465,600	494,200
	46	299,500	303,600	307,900	324,400	388,100	417,900	466,100	494,600
	47	300,000	304,000	308,600	325,700	389,700	418,900	466,700	495,000
	48	300,500	304,400	309,200	327,000	391,300	419,900	467,300	495,400
	49	300,900	304,900	309,800	328,200	393,000	421,000	467,900	495,700
	50	301,500	305,500	311,900	329,700	395,000	422,200	468,600	
	51	302,000	306,100	314,000	331,000	397,000	423,300	469,100	
	52	302,500	306,600	316,100	332,000	399,000	424,500	469,600	
	53	303,000	307,200	318,100	332,900	400,700	425,800	470,100	470,400
	54	303,600	307,900	320,100	334,100	402,400	428,000	470,400	
	55	304,000	308,600	322,100	335,200	403,900	430,400	470,700	
	56	304,400	309,200	323,800	336,300	405,400	432,700	471,100	
	57	304,900	309,800	326,100	337,400	406,600	435,000	471,400	471,600
	58	305,500	310,600	328,000	338,600	407,600	436,500	471,600	
	59	306,100	311,400	329,700	339,800	408,600	438,000	471,900	
	60	306,600	312,100	331,500	340,800	409,600	439,400	472,100	
	61	307,200	312,900	332,500	341,900	410,700	440,900	472,400	472,800
	62	307,900	313,900	333,700	343,100	411,800	442,200	472,600	
	63	308,600	314,900	334,900	344,300	412,900	443,400	472,800	
	64	309,200	315,900	336,000	345,500	414,000	444,600	473,000	
	65	309,800	316,900	337,100	346,600	415,300	445,600	473,400	473,600
	66	310,600	318,000	338,300	347,700	416,100	446,300	473,600	
	67	311,400	319,000	339,500	348,900	416,900	447,100	473,800	
	68	312,100	320,000	340,600	350,100	417,500	447,900	474,000	
	69	312,900	321,000	341,700	351,200	418,000	448,400	474,400	474,400
	70	313,900	322,100	342,900	352,500	419,400	448,800		
	71	314,900	323,200	344,100	353,700	421,100	449,200		
	72	315,900	324,300	345,300	354,900	422,700	449,500		
	73	316,900	325,100	346,500	356,100	424,500	449,800	450,200	450,200
	74	318,000	326,200	347,700	357,400	425,300	450,200		
	75	319,000	327,300	348,900	358,700	426,100	450,500		
	76	320,000	328,400	350,100	360,000	426,800	450,800		
	77	321,000	329,300	351,200	360,900	427,700	451,000	451,300	451,300
	78	322,100	330,400	352,500	362,200	428,400	451,300		
	79	323,200	331,500	353,700	363,400	429,100	451,600		
	80	324,300	332,600	354,900	364,600	429,700	451,900		
	81	325,100	333,600	356,100	365,700	430,400	452,200	452,500	452,500
	82	326,200	334,700	357,400	367,000	430,800	452,500		
	83	327,300	335,900	358,700	368,400	431,400	452,800		
	84	328,400	337,100	360,000	369,800	432,000	453,100		
	85	329,300	337,800	360,900	371,100	432,400	453,300	453,600	453,600
	86	330,400	339,100	362,200	372,600	433,000	453,600		
	87	331,500	340,400	363,400	374,100	433,500	453,900		
	88	332,600	341,700	364,600	375,500	434,000	454,200		

89	333,600	342,900	365,700	376,700	434,500	454,400
90	334,700	344,300	367,000	378,100	435,100	454,700
91	335,900	345,700	368,400	379,400	435,500	455,000
92	337,100	347,100	369,800	380,800	435,900	455,200
93	337,800	348,400	371,100	381,900	436,300	455,400
94	339,100	350,000	372,600	383,100	436,600	455,700
95	340,400	351,500	374,100	384,300	436,900	456,000
96	341,700	353,000	375,500	385,500	437,200	456,300
97	342,900	354,400	376,700	386,800	437,500	456,500
98	344,300	355,900	378,100	388,000	437,800	456,800
99	345,700	357,400	379,400	389,200	438,100	457,100
100	347,100	358,800	380,800	390,300	438,300	457,400
101	348,400	360,100	381,900	391,400	438,500	457,600
102	350,000	361,300	383,100	392,600	438,800	
103	351,500	362,500	384,300	393,700	439,100	
104	353,000	363,800	385,500	394,900	439,300	
105	354,400	365,100	386,800	396,100	439,500	
106	355,900	366,600	388,000	396,600	439,800	
107	357,400	368,100	389,200	397,100	440,100	
108	358,800	369,500	390,300	397,600	440,300	
109	360,100	370,800	391,400	398,200	440,500	
110	361,300	372,000	392,600	399,800	440,800	
111	362,500	373,100	393,700	401,300	441,100	
112	363,800	374,300	394,900	402,900	441,300	
113	365,100	375,400	396,000	404,300	441,500	
114	366,600	376,500	396,600	405,500		
115	368,100	377,600	397,100	406,900		
116	369,500	378,700	397,600	407,900		
117	370,800	379,900	398,200	409,200		
118	371,800	380,400	398,800	410,300		
119	372,700	381,000	399,400	411,400		
120	373,800	381,600	400,000	412,600		
121	374,600	382,200	400,300	413,900		
122	375,100	382,700	400,800	414,700		
123	375,600	383,100	401,300	415,500		
124	376,100	383,600	401,800	416,200		
125	376,400	384,000	402,200	416,700		
126		384,400	402,600	417,400		
127		384,900	403,100	418,100		
128		385,400	403,600	418,800		
129		385,800	404,000	419,100		
130		386,300	404,500	419,800		
131		386,900	405,000	420,500		
132		387,400	405,400	421,000		
133		387,600	405,700	421,400		
134		388,100	406,100	421,900		
135		388,600	406,500	422,500		
136		389,000	406,800	423,000		

	137			389,500	407,100	423,500																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
--	-----	--	--	---------	---------	---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

海 事 職 給 料 表 (1)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	233,100	291,100	333,000	379,900	422,900	476,600
	2	236,400	292,800	334,100	381,600	425,000	478,400
	3	239,700	294,500	335,200	383,300	427,100	480,200
	4	243,000	296,200	336,200	384,800	429,200	482,000
	5	246,200	297,900	337,100	386,300	431,100	483,800
	6	249,300	299,400	338,500	388,000	432,500	485,500
	7	252,500	300,800	340,100	389,700	433,900	487,200
	8	255,500	302,300	341,700	391,200	435,200	488,800
	9	258,500	303,800	343,600	392,700	436,500	490,200
	10	261,400	305,100	345,200	394,200	437,800	491,400
	11	264,300	306,300	346,800	395,600	439,000	492,600
	12	267,100	307,600	348,400	397,100	440,200	493,600
	13	269,900	308,900	350,100	398,600	441,400	494,500
	14	272,800	310,200	351,700	400,000	442,600	495,500
	15	275,600	311,400	353,300	401,300	443,700	496,500
	16	278,300	312,700	354,800	402,600	444,800	497,400
	17	280,900	313,900	356,300	404,100	445,800	497,700
	18	282,300	315,000	357,100	405,600	446,800	498,600
	19	283,700	316,200	357,900	407,200	447,900	499,400
	20	285,100	317,300	358,600	408,800	449,000	500,300
	21	286,500	318,600	359,400	410,300	449,900	501,200
	22	287,600	319,400	360,100	411,700	450,700	502,100
	23	288,700	320,100	360,900	413,100	451,600	503,000
	24	289,800	320,800	361,600	414,500	452,400	503,900
	25	290,900	321,500	362,400	415,800	453,300	504,700
	26	291,500	322,200	363,100	417,000	454,200	505,400
	27	291,900	322,800	363,900	418,200	455,000	506,000
	28	292,300	323,400	364,600	419,400	455,800	506,600
	29	292,700	324,100	365,300	420,600	456,200	507,100
	30	293,100	324,600	366,000	421,600	456,700	507,600
	31	293,400	325,200	366,600	422,600	457,300	508,200
	32	293,700	325,800	367,300	423,600	457,800	508,800
	33	294,000	326,400	368,000	424,100	458,300	509,100
	34	294,300	327,000	368,600	424,900	458,600	509,600
	35	294,600	327,400	369,300	425,800	459,000	510,100
	36	294,900	327,900	369,900	426,700	459,400	510,600
	37	295,200	328,400	370,600	427,500	459,700	511,100
	38	295,500	328,900	371,200	428,400	460,200	511,700
	39	295,800	329,400	371,800	429,200	460,800	512,000
	40	296,100	329,700	372,500	430,100	461,400	512,600

定年前再 任用短時 間勤務職 員以外 の職員	41	296,400	330,000	373,200	430,900	462,000	513,100
	42	296,600	330,300	373,900	431,700	462,700	513,700
	43	296,900	330,600	374,600	432,600	463,300	514,000
	44	297,200	330,900	375,200	433,100	463,900	514,600
	45	297,500	331,200	375,800	433,300	464,200	515,100
	46	297,700	331,500	376,600	433,700	464,800	
	47	298,000	331,800	377,400	434,000	465,400	
	48	298,300	332,100	378,100	434,300	466,000	
	49	298,600	332,400	378,900	434,600	466,400	
	50	298,900	332,700	379,800	434,800	466,700	
	51	299,200	333,000	380,600	435,100	467,000	
	52	299,400	333,300	381,300	435,500	467,200	
	53	299,600	333,600	381,900	435,800	467,400	
	54	299,900	333,900	382,800	436,300	467,600	
	55	300,200	334,200	383,700	436,800	467,900	
	56	300,400	334,400	384,500	437,300	468,200	
	57	300,600	334,600	384,800	437,900	468,400	
	58	300,900	334,900	385,100	438,500	468,700	
	59	301,200	335,200	385,400	439,000	469,000	
	60	301,400	335,400	385,700	439,500	469,200	
	61	301,600	335,600	386,000	440,100	469,400	
	62	301,900	335,900	386,300	440,600		
	63	302,200	336,200	386,600	441,100		
	64	302,400	336,400	386,900	441,600		
	65	302,600	336,600	387,100	442,100		
	66	302,800	336,900	387,300	442,700		
	67	303,000	337,200	387,600	443,200		
	68	303,300	337,400	387,900	443,800		
	69	303,600	337,600	388,200	444,300		
	70			388,400	444,800		
	71			388,700	445,400		
	72			389,000	446,000		
	73			389,300	446,300		
	74			389,700	446,900		
	75			390,100	447,500		
	76			390,500	448,000		
	77			390,900	448,400		
	78			391,300	448,900		
	79			391,800	449,600		
	80			392,300	450,300		
	81			392,700	450,500		
	82			393,100	451,000		
	83			393,500	451,700		
	84			393,900	452,400		
	85			394,400	452,600		
	86			394,900			
	87			395,400			
	88			395,900			

	89			396,200			
	90			396,600			
	91			396,900			
	92			397,300			
	93			397,800			
	94			398,100			
	95			398,600			
	96			399,000			
	97			399,600			
定年前再任用短時間勤務職員		基給料月準額 円	基給料月準額 円	基給料月準額 円	基給料月準額 円	基給料月準額 円	基給料月準額 円
		233,500	264,600	295,300	337,800	367,200	415,600

海 事 職 給 料 表 (2)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	221,200	258,000	299,300	326,200	350,400
	2	222,900	261,000	300,200	327,700	351,200
	3	224,600	263,900	301,100	329,200	351,900
	4	226,200	266,800	301,900	330,200	352,600
	5	227,700	269,700	302,800	330,900	353,200
	6	230,400	271,700	303,700	331,600	353,700
	7	233,200	273,700	304,600	332,400	354,200
	8	235,800	275,600	305,500	333,200	354,600
	9	238,500	277,400	306,400	334,100	355,000
	10	240,700	278,800	307,400	335,100	355,400
	11	242,800	280,300	308,400	336,100	355,800
	12	244,900	281,700	309,300	337,100	356,100
	13	246,900	283,000	310,300	337,900	356,400
	14	248,700	284,000	311,300	338,500	356,800
	15	250,500	284,700	312,300	339,000	357,100
	16	252,100	285,300	313,400	339,500	357,400
	17	253,600	285,800	314,200	339,900	357,700
	18	255,100	286,300	315,000	340,400	358,000
	19	256,700	286,700	315,800	340,900	358,300
	20	258,200	287,100	316,800	341,300	358,600
	21	259,600	287,600	317,900	341,700	358,800
	22	260,900	288,400	319,000	342,000	359,100
	23	262,000	289,100	320,000	342,300	359,400
	24	263,200	289,700	321,000	342,600	359,600
	25	264,300	290,300	321,800	342,900	359,800
	26	265,300	290,800	322,600	343,200	360,100
	27	266,400	291,300	323,400	343,500	360,400
	28	267,300	291,800	324,200	343,800	360,600
	29	268,300	292,400	324,900	344,000	360,800
	30	269,200	293,100	325,700	344,300	361,100
	31	270,100	293,800	326,500	344,600	361,400
	32	270,900	294,200	327,300	344,800	361,600
	33	271,600	294,500	328,100	345,000	361,800
	34	272,300	294,800	328,900	345,200	362,100
	35	272,800	295,100	329,600	345,400	362,400
	36	273,300	295,400	330,200	345,700	362,600
	37	273,900	295,900	330,900	346,000	362,800
	38	274,500	296,400	331,700	346,300	363,100
	39	275,000	296,900	332,400	346,600	363,400
	40	275,500	297,500	333,000	346,800	363,600

定年前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	275,900	298,000	333,600	347,000	363,800
	42	276,300	298,500	334,300	347,300	364,100
	43	276,700	299,000	335,000	347,600	364,400
	44	277,100	299,600	335,500	347,800	364,600
	45	277,700	300,100	335,900	348,000	364,800
	46	278,300	300,700	336,300	348,300	365,100
	47	278,900	301,300	336,700	348,600	365,400
	48	279,500	301,900	337,000	348,800	365,600
	49	280,000	302,400	337,300	349,000	365,800
	50	280,600	303,000	337,600	349,300	366,100
	51	281,200	303,500	337,900	349,600	366,400
	52	281,700	304,000	338,200	349,800	366,600
	53	282,200	304,500	338,400	350,000	366,800
	54	282,700	304,900	338,700	350,300	367,100
	55	283,200	305,400	339,000	350,600	367,400
	56	283,700	305,800	339,200	350,800	367,600
	57	284,200	306,100	339,500	351,000	367,800
	58	284,700	306,500	339,800	351,300	368,100
	59	285,200	306,900	340,100	351,600	368,400
	60	285,600	307,200	340,300	351,800	368,600
	61	286,000	307,600	340,500	352,000	368,800
	62	286,300	308,000	340,800	352,300	369,100
	63	286,600	308,300	341,100	352,600	369,400
	64	286,800	308,500	341,300	352,800	369,600
	65	287,000	308,800	341,500	353,000	369,800
	66	287,300	309,000	341,800	353,300	370,100
	67	287,600	309,300	342,100	353,600	370,400
	68	287,800	309,600	342,300	353,800	370,600
	69	288,000	309,900	342,500	354,000	370,800
	70	288,300	310,100	342,800	354,200	371,100
	71	288,500	310,400	343,100	354,400	371,400
	72	288,700	310,700	343,300	354,600	371,600
	73	289,000	311,000	343,500	355,000	371,800
	74		311,300	343,800	355,200	372,100
	75		311,600	344,100	355,500	372,400
	76		311,800	344,300	355,800	372,600
	77		312,000	344,500	356,000	372,800
	78		312,300	344,800	356,300	373,100
	79		312,600	345,100	356,600	373,400
	80		312,800	345,300	356,800	373,600
	81		313,000	345,500	357,000	373,800
	82		313,300	345,800	357,300	374,100
	83		313,600	346,000	357,600	374,400
	84		313,800	346,200	357,800	374,600
	85		314,000	346,500	358,000	374,800
	86		314,300	346,800	358,300	375,100
	87		314,600	347,000	358,600	375,400
	88		314,800	347,300	358,800	375,600

	89			315,000	347,500	359,000	375,800													
	90			315,200	347,700	359,200	376,100													
	91			315,500	348,000	359,500	376,400													
	92			315,800	348,300	359,700	376,600													
	93			316,000	348,500	360,000	376,800													
	94			316,300	348,800	360,300														
	95			316,600	349,000	360,600														
	96			316,800	349,300	360,800														
	97			317,000	349,500	361,000														
	98			317,200	349,700	361,300														
	99			317,400	349,900	361,600														
	100			317,700	350,100	361,800														
	101			318,000	350,500	362,000														
	102			318,300	350,700	362,400														
	103			318,500	350,900	362,600														
	104			318,700	351,200	362,800														
	105			319,000	351,500	363,000														
	106				351,700															
	107				352,000															
	108				352,300															
	109				352,500															
定年前再任用短時間勤務員		基給	料	月	準額 円	基給	料	月	準額 円	基給	料	月	準額 円	基給	料	月	準額 円			
					227,700				243,200				245,200				267,900			

研究職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	196,200	246,800	338,900	388,500	460,100	518,500
	2	197,300	251,100	340,900	389,900	470,300	526,400
	3	198,500	253,900	342,900	391,300	480,000	534,200
	4	199,600	256,600	344,800	392,700	489,900	541,300
	5	200,700	259,200	346,600	394,100	499,800	546,600
	6	202,900	260,900	348,600	395,500	509,800	551,100
	7	205,000	262,400	350,500	396,800	516,600	554,100
	8	207,100	263,900	352,400	398,200	520,900	556,100
	9	209,200	265,400	354,100	399,600	525,000	
	10	211,200	267,400	355,700	401,100	528,400	
	11	213,200	269,300	357,200	402,500		
	12	215,200	271,200	358,800	403,900		
	13	217,200	273,200	360,400	405,200		
	14	219,100	275,400	361,400	406,700		
	15	221,000	277,600	362,400	408,200		
	16	222,800	279,800	363,300	409,700		
	17	224,500	281,900	364,400	411,200		
	18	226,300	284,200	365,600	412,800		
	19	228,100	286,500	366,800	414,400		
	20	229,900	288,900	368,000	416,100		
	21	231,700	291,200	369,200	417,300		
	22	233,500	293,300	370,300	418,700		
	23	235,200	295,400	371,300	420,100		
	24	236,900	297,400	372,300	421,400		
	25	238,600	299,400	373,400	422,700		
	26	240,700	301,300	374,400	424,000		
	27	242,600	303,200	375,300	425,500		
	28	244,500	305,100	376,300	427,000		
	29	246,400	307,000	377,200	428,200		
	30	247,500	308,500	378,000	429,400		
	31	248,600	310,000	378,800	431,000		
	32	249,700	311,500	379,600	432,500		
	33	251,100	313,000	380,300	433,800		
	34	252,400	314,500	381,000	435,200		
	35	253,800	316,000	381,800	436,600		
	36	255,200	317,400	382,600	438,000		
	37	256,600	318,800	383,300	439,400		
	38	258,100	319,700	384,000	440,800		
	39	259,600	320,600	384,800	442,200		
	40	261,200	321,400	385,600	443,600		

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	41	262,600	322,100	386,400	444,700		
	42	263,900	322,600	387,600	446,000		
	43	265,300	323,100	388,800	447,400		
	44	266,700	323,500	390,000	448,700		
	45	268,200	323,900	390,700	449,500		
	46	269,500	324,400	391,700	450,300		
	47	270,700	324,900	392,500	451,200		
	48	271,900	325,300	393,200	452,100		
	49	273,100	325,700	393,900	452,900		
	50	274,200	326,100	394,600	453,700		
	51	275,300	326,400	395,200	454,300		
	52	276,400	326,900	395,800	455,100		
	53	277,400	327,300	396,400	455,500		
	54	278,500	327,700	397,100	456,100		
	55	279,500	328,100	397,900	456,600		
	56	280,500	328,400	398,700	457,100		
	57	281,500	328,800	399,300	457,600		
	58	282,200	329,100	400,100	458,200		
	59	282,700	329,500	400,800	458,700		
	60	283,300	329,800	401,500	459,200		
	61	283,900	330,200	402,100	459,700		
	62	284,500	330,700	402,800	460,300		
	63	285,100	331,300	403,400	460,800		
	64	285,600	331,800	404,100	461,300		
	65	286,200	332,200	404,800	461,800		
	66	286,700	332,800	405,400			
	67	287,300	333,300	406,000			
	68	287,800	333,900	406,700			
	69	288,400	334,400	407,400			
	70	289,100	334,900	407,900			
	71	289,700	335,400	408,500			
	72	290,300	336,000	409,100			
	73	290,900	336,500	409,600			
	74	291,500	337,200	410,200			
	75	292,100	337,900	410,800			
	76	292,800	338,600	411,300			
	77	293,400	339,200	411,800			
	78	294,100	339,800	412,300			
	79	294,800	340,500	412,800			
	80	295,300	341,200	413,500			
	81	295,900	341,900	413,900			
	82	296,500	342,600				
	83	297,200	343,200				
	84	297,800	343,800				
	85	298,300	344,300				
	86	298,900	344,800				
	87	299,600	345,200				
	88	300,200	345,600				

	89	300,700	345,900				
	90	301,300	346,400				
	91	302,000	346,700				
	92	302,600	347,100				
	93	303,200	347,400				
	94	303,800	347,700				
	95	304,400	348,100				
	96	305,000	348,500				
	97	305,300	349,000				
	98	305,800	349,500				
	99	306,400	350,000				
	100	306,900	350,500				
	101	307,300	351,000				
	102	307,700	351,500				
	103	308,000	351,900				
	104	308,400	352,400				
	105	308,800	352,800				
	106	309,200	353,200				
	107	309,600	353,700				
	108	309,900	354,100				
	109	310,100	354,600				
	110	310,500	355,000				
	111	310,800	355,400				
	112	311,000	355,800				
	113	311,300	356,300				
	114	311,600	356,700				
	115	311,900	357,100				
	116	312,200	357,500				
	117	312,400	358,000				
	118	312,700	358,400				
	119	312,900	358,800				
	120	313,200	359,200				
	121	313,500	359,600				
定年前再任用短時間勤務職員		基給料月準額 円	基給料月準額 円	基給料月準額 円	基給料月準額 円	基給料月準額 円	基給料月準額 円
		230,200	273,400	299,200	343,000	403,400	446,700

医療職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	305,600	415,600	470,300	566,200
	2	307,900	418,300	472,300	572,300
	3	310,200	420,900	474,200	577,400
	4	312,400	423,300	476,100	582,100
	5	314,500	425,600	477,500	586,400
	6	318,000	427,800	479,200	590,700
	7	321,500	429,800	481,000	594,100
	8	324,900	431,900	482,800	597,000
	9	328,300	434,000	484,600	599,500
	10	331,800	435,500	486,300	601,800
	11	335,200	437,000	488,100	
	12	338,600	438,500	489,900	
	13	342,000	439,900	491,700	
	14	345,500	441,300	493,400	
	15	348,900	442,800	495,200	
	16	352,300	444,200	497,000	
	17	355,700	445,500	498,800	
	18	358,800	447,000	500,700	
	19	362,000	448,400	502,600	
	20	365,200	449,800	504,500	
	21	368,500	451,100	506,400	
	22	371,600	452,600	508,100	
	23	374,700	454,000	509,900	
	24	377,700	455,400	511,700	
	25	380,800	456,800	513,300	
	26	383,100	458,200	515,100	
	27	385,400	459,500	516,900	
	28	387,600	460,900	518,400	
	29	389,500	462,300	519,800	
	30	391,200	463,600	521,500	
	31	392,900	465,000	523,300	
	32	394,700	466,400	525,000	
	33	396,400	467,700	526,500	
	34	398,200	469,100	527,800	
	35	399,800	470,400	529,100	
	36	401,100	471,800	530,400	
	37	402,500	473,200	531,400	
	38	403,900	474,900	532,700	
	39	405,300	476,500	534,000	
	40	406,700	478,000	535,300	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	408,200	479,600	536,300
	42	408,900	480,800	537,100
	43	409,500	481,900	537,900
	44	410,100	483,000	538,700
	45	410,900	484,000	539,600
	46	411,500	484,900	540,400
	47	412,100	485,800	541,200
	48	412,600	486,600	541,900
	49	413,100	487,300	542,700
	50	413,500	488,000	543,500
	51	414,000	488,700	544,200
	52	414,400	489,300	545,100
	53	414,800	489,900	546,000
	54	415,100	490,600	546,800
	55	415,400	491,200	547,700
	56	415,800	491,800	548,600
	57	416,100	492,100	549,400
	58	416,500	492,700	550,200
	59	416,800	493,300	551,000
	60	417,200	494,000	551,700
	61	417,600	494,400	552,500
	62	417,900	495,000	553,400
	63	418,200	495,700	554,300
	64	418,500	496,400	555,200
	65	418,800	496,800	556,000
	66		497,400	556,900
	67		498,000	557,800
	68		498,500	558,700
	69		499,000	559,500
	70		499,500	560,400
	71		500,000	561,300
	72		500,500	562,200
	73		500,900	563,000
	74		501,400	563,900
	75		501,800	564,800
	76		502,200	565,700
	77		502,700	566,500
	78		503,300	
	79		503,800	
	80		504,200	
	81		504,700	
	82		505,300	
	83		505,900	
	84		506,400	
	85		506,900	

定年前再任用短時間勤務職員		基給	料	月	準額	基給	料	月	準額	基給	料	月	準額	基給	料	月	準額
					円				円				円				円
					312,900				356,500				412,800				488,500

医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	201,000	239,800	293,300	326,300	372,300	427,200
	2	203,100	241,100	294,100	327,700	374,000	429,100
	3	205,200	242,400	294,800	329,100	375,600	431,100
	4	207,300	243,700	295,500	330,500	377,200	432,900
	5	209,300	244,900	296,200	331,900	378,700	434,700
	6	211,300	246,000	296,900	333,500	380,300	436,300
	7	213,300	247,000	297,600	335,000	381,900	437,900
	8	215,100	247,900	298,300	336,500	383,500	439,400
	9	216,900	249,000	299,100	337,900	385,100	440,900
	10	218,800	250,100	299,800	339,500	387,100	442,200
	11	220,700	251,200	300,600	341,000	389,100	443,500
	12	222,800	252,400	301,200	342,500	391,100	444,800
	13	224,500	253,600	301,800	343,900	392,500	446,100
	14	226,500	255,900	302,900	345,500	394,200	447,300
	15	228,700	258,200	304,000	347,000	395,900	448,500
	16	230,800	260,500	305,200	348,500	397,600	449,600
	17	232,900	262,700	306,300	350,000	399,300	450,800
	18	234,000	264,500	307,500	351,600	400,800	451,900
	19	235,000	266,200	308,600	353,200	402,300	453,100
	20	236,100	267,900	309,800	354,700	403,800	454,300
	21	237,200	270,000	311,000	356,000	405,100	455,400
	22	238,000	271,300	312,200	357,500	406,400	456,200
	23	238,900	272,600	313,400	359,000	407,700	456,600
	24	239,700	273,700	314,500	360,500	408,800	457,300
	25	240,600	274,400	315,700	361,900	409,900	457,800
	26	241,500	275,200	316,900	363,400	411,000	458,200
	27	242,400	275,900	318,000	364,900	412,100	458,600
	28	243,300	276,700	319,200	366,300	413,200	459,000
	29	244,100	277,500	320,400	367,700	414,000	459,400
	30	244,900	278,300	321,600	369,300	414,800	459,800
	31	245,600	279,100	322,800	370,700	415,500	460,100
	32	246,400	279,800	324,000	372,200	416,300	460,400
	33	247,100	280,500	325,100	373,400	416,700	460,700
	34	247,700	281,300	326,200	374,500	417,300	461,000
	35	248,400	282,100	327,400	375,700	417,800	461,300
	36	249,100	282,900	328,600	376,800	418,200	461,600
	37	249,800	283,700	329,800	377,800	418,600	461,900
	38	250,400	284,500	331,000	378,600	418,800	
	39	251,000	285,200	332,300	379,500	419,100	
	40	251,600	286,000	333,500	380,600	419,400	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	41	252,200	286,800	334,400	381,600	419,700
	42	252,800	287,600	335,600	382,600	420,000
	43	253,400	288,400	336,800	383,600	420,300
	44	253,900	289,100	338,000	384,500	420,600
	45	254,300	289,900	338,900	385,300	420,800
	46	254,900	290,800	339,900	386,100	421,100
	47	255,300	291,700	340,900	387,000	421,400
	48	255,700	292,400	341,800	387,800	421,700
	49	256,100	293,100	342,700	388,300	421,900
	50	256,600	294,000	343,600	389,100	422,100
	51	257,100	294,900	344,600	389,900	422,400
	52	257,600	295,600	345,500	390,700	422,700
	53	257,900	296,400	346,000	391,100	422,900
	54	258,200	297,400	346,900	391,800	423,100
	55	258,500	298,300	347,600	392,500	423,400
	56	258,800	299,300	348,500	393,100	423,700
	57	259,100	300,300	349,200	393,500	423,900
	58	259,400	301,400	349,500	394,000	424,100
	59	259,700	302,400	349,900	394,600	424,400
	60	260,000	303,300	350,500	395,200	424,700
	61	260,300	304,300	351,100	395,600	424,900
	62	260,600	305,300	351,800	396,100	425,100
	63	260,900	306,300	352,500	396,600	425,400
	64	261,200	307,300	353,100	397,100	425,700
	65	261,500	308,200	353,800	397,700	425,900
	66	261,800	309,400	354,300	398,200	
	67	262,100	310,500	354,900	398,800	
	68	262,400	311,600	355,500	399,400	
	69	262,700	312,600	355,800	399,900	
	70	263,000	313,700	356,300	400,400	
	71	263,300	314,800	356,700	400,800	
	72	263,500	315,800	357,200	401,200	
	73	263,700	316,900	357,700	401,500	
	74	264,000	317,900	358,200	402,000	
	75	264,300	319,000	358,700	402,400	
	76	264,500	320,100	359,100	402,800	
	77	264,700	321,100	359,400	403,200	
	78	265,000	322,100	359,700	403,700	
	79	265,300	323,100	359,900	404,100	
	80	265,500	324,100	360,200	404,500	
	81	265,700	325,000	360,700	404,900	
	82	266,000	326,000	361,000	405,400	
	83	266,300	327,000	361,300	405,800	
	84	266,500	327,900	361,600	406,200	
	85	266,700	328,800	362,000	406,600	
	86		329,500	362,300	407,100	
	87		330,200	362,600	407,500	
	88		330,800	362,900	407,900	

	89		331,400	363,300	408,300		
	90		332,100	363,600			
	91		332,700	363,800			
	92		333,300	364,100			
	93		333,900	364,400			
	94		334,100	364,800			
	95		334,500	365,200			
	96		335,000	365,600			
	97		335,600	366,100			
	98		336,100	366,500			
	99		336,600	366,900			
	100		337,000	367,300			
	101		337,600	367,800			
	102		338,100				
	103		338,500				
	104		339,000				
	105		339,500				
	106		339,800				
	107		340,000				
	108		340,300				
	109		340,700				
	110		341,100				
	111		341,400				
	112		341,700				
	113		342,000				
	114		342,200				
	115		342,600				
	116		342,900				
	117		343,100				
	118		343,400				
	119		343,700				
	120		343,900				
	121		344,100				
	122		344,400				
	123		344,700				
	124		344,900				
	125		345,100				
	126		345,300				
	127		345,700				
	128		345,900				
	129		346,100				
	130		346,400				
	131		346,800				
	132		347,200				
	133		347,400				
定年前再任用短時間勤務職員		基給料月額 円	準給料月額 円	基給料月額 円	準給料月額 円	基給料月額 円	準給料月額 円
		201,300	257,300	271,300	297,800	340,000	383,400

医療職給料表(3)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800	373,400	428,500
	2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800	375,100	430,700
	3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800	376,800	432,900
	4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700	378,500	435,000
	5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700	380,300	436,900
	6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900	382,300	438,800
	7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100	384,300	440,600
	8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300	386,300	442,500
	9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200	388,000	444,200
	10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400	390,100	445,800
	11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500	392,200	447,600
	12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600	394,200	449,200
	13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600	396,100	450,500
	14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700	397,700	451,800
	15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800	399,500	453,400
	16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900	401,300	455,000
	17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000	403,000	456,700
	18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100	404,700	458,300
	19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200	406,700	459,800
	20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300	408,400	461,200
	21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400	410,100	462,300
	22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600	411,800	463,600
	23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700	413,600	464,900
	24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800	415,400	466,400
	25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800	417,000	467,400
	26	264,700	282,400	305,600	323,400	358,100	418,700	468,000
	27	265,600	283,300	306,300	324,300	359,400	420,500	468,700
	28	266,400	284,200	307,000	325,200	360,700	422,300	469,300
	29	267,200	285,200	307,700	325,900	361,900	423,800	470,200
	30	267,900	285,900	308,400	327,000	363,400	425,300	470,900
	31	268,600	286,600	309,100	328,100	364,900	426,800	471,700
	32	269,300	287,300	309,900	329,100	366,400	428,100	472,500
	33	270,100	287,900	310,600	330,200	367,600	429,300	473,200
	34	270,700	288,500	311,400	331,200	369,100	430,400	473,900
	35	271,300	289,000	312,100	332,300	370,500	431,600	474,600
	36	271,800	289,400	312,800	333,400	371,900	432,800	475,400
	37	272,400	289,800	313,500	334,500	373,300	434,100	476,200
	38	273,100	290,400	314,300	335,600	374,300	435,200	477,000
	39	273,800	290,900	315,100	336,700	375,700	436,400	477,700
	40	274,500	291,300	315,900	337,800	377,000	437,600	478,400

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	41	275,200	291,700	316,500	338,600	378,300	438,800	479,200
	42	275,800	292,200	317,400	339,700	379,700	439,800	480,000
	43	276,500	292,600	318,400	340,800	381,000	440,900	480,700
	44	277,100	293,100	319,300	341,800	382,300	442,000	481,400
	45	277,900	293,600	320,100	342,700	383,800	443,000	482,200
	46	278,600	294,000	321,100	343,600	385,000	443,500	
	47	279,300	294,500	322,100	344,600	386,100	444,000	
	48	279,900	294,900	323,000	345,600	387,300	444,400	
	49	280,400	295,400	323,900	346,800	388,400	445,000	
	50	280,900	295,800	324,800	348,100	389,300	445,500	
	51	281,300	296,300	325,800	349,300	390,300	445,900	
	52	281,700	296,800	326,800	350,500	391,200	446,400	
	53	282,000	297,200	327,600	351,400	391,800	446,900	
	54	282,500	297,600	328,500	352,600	392,600	447,300	
	55	282,900	298,100	329,500	353,700	393,400	447,600	
	56	283,300	298,500	330,400	355,000	394,200	447,900	
	57	283,700	299,000	331,300	356,000	394,900	448,300	
	58	284,100	299,700	332,200	356,900	395,600	448,700	
	59	284,400	300,400	333,200	358,000	396,300	449,000	
	60	284,700	301,100	334,100	359,200	396,900	449,300	
	61	285,100	301,800	335,000	360,300	397,500	449,700	
	62	285,500	302,700	336,100	361,500	398,100	450,100	
	63	285,900	303,600	337,300	362,700	398,800	450,400	
	64	286,200	304,300	338,500	363,700	399,400	450,700	
	65	286,500	305,000	339,200	364,700	400,100	451,100	
	66	286,900	305,900	340,300	365,700	400,600		
	67	287,300	306,700	341,400	366,800	401,200		
	68	287,600	307,500	342,300	367,900	401,700		
	69	288,000	308,200	343,400	368,700	402,100		
	70	288,500	309,100	344,100	369,800	402,700		
	71	288,900	310,000	345,200	370,900	403,100		
	72	289,200	310,800	346,300	371,900	403,400		
	73	289,600	311,700	347,400	372,600	403,700		
	74	290,100	312,500	348,600	373,400	404,200		
	75	290,600	313,400	349,700	374,200	404,600		
	76	291,100	314,300	350,800	374,900	404,900		
	77	291,600	315,100	351,900	375,500	405,200		
	78	292,100	316,000	353,000	376,000	405,700		
	79	292,700	317,000	354,000	376,500	406,200		
	80	293,100	317,900	355,100	377,000	406,600		
	81	293,600	318,400	356,000	377,600	406,900		
	82	294,000	319,200	357,000	378,100	407,300		
	83	294,500	320,100	357,900	378,600	407,800		
	84	295,000	320,900	358,900	379,100	408,200		
	85	295,400	321,700	359,800	379,500	408,600		
	86	295,800	322,600	360,600	379,900	409,000		
	87	296,300	323,600	361,400	380,500	409,500		
	88	296,800	324,600	362,200	381,000	409,900		

89	297,200	325,500	362,800	381,300	410,300
90	297,700	326,500	363,400	381,800	410,700
91	298,200	327,500	364,000	382,100	411,200
92	298,700	328,500	364,600	382,400	411,600
93	299,200	329,300	365,000	383,000	412,000
94	299,600	330,000	365,400	383,500	
95	300,100	330,700	365,900	384,000	
96	300,700	331,300	366,300	384,500	
97	301,300	331,800	366,800	385,100	
98	301,800	332,100	367,200	385,600	
99	302,300	332,600	367,700	386,100	
100	302,800	333,200	368,100	386,500	
101	303,200	333,600	368,400	387,100	
102	303,700	334,100	368,900	387,600	
103	304,100	334,700	369,200	388,100	
104	304,500	335,200	369,500	388,600	
105	304,900	335,600	369,900	389,200	
106	305,300	336,100	370,400	389,600	
107	305,700	336,600	370,900	390,100	
108	306,000	337,100	371,400	390,600	
109	306,200	337,500	371,900	391,200	
110	306,500	337,800	372,400		
111	306,700	338,100	372,900		
112	307,000	338,400	373,300		
113	307,300	338,700	373,700		
114	307,500	339,100	374,100		
115	307,800	339,400	374,600		
116	308,000	339,700	375,100		
117	308,300	339,900	375,500		
118	308,500	340,200	376,000		
119	308,800	340,500	376,500		
120	309,100	340,700	377,000		
121	309,400	340,900	377,300		
122	309,700	341,200			
123	310,000	341,500			
124	310,300	341,800			
125	310,500	342,000			
126	310,700	342,300			
127	311,000	342,600			
128	311,400	342,800			
129	311,600	343,000			
130	311,900	343,200			
131	312,200	343,500			
132	312,600	343,700			
133	312,800	344,000			
134	313,100	344,400			
135	313,400	344,800			
136	313,700	345,200			

福祉職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	212,700	267,600	299,600	325,700	366,800	420,700
	2	214,400	269,000	300,500	327,400	368,500	422,600
	3	216,000	270,300	301,300	328,900	370,100	424,500
	4	217,700	271,600	302,200	330,300	371,700	426,300
	5	219,200	273,000	303,100	331,500	373,300	428,100
	6	220,800	274,000	304,000	332,900	375,100	429,900
	7	222,400	275,000	304,900	334,200	376,600	431,700
	8	224,000	276,000	305,700	335,600	378,200	433,500
	9	225,600	276,900	306,500	337,000	379,500	435,100
	10	227,400	277,800	307,500	338,500	381,100	436,600
	11	229,200	278,800	308,700	339,900	382,700	438,100
	12	230,200	279,700	309,700	341,300	384,200	439,600
	13	231,200	280,800	310,900	342,700	386,100	441,100
	14	232,300	281,700	312,000	344,200	388,000	442,400
	15	233,500	282,600	313,100	345,800	389,900	443,700
	16	234,600	283,400	314,100	347,300	391,700	444,900
	17	235,600	283,900	315,100	348,800	393,200	446,100
	18	236,600	284,600	316,200	350,400	395,000	447,400
	19	237,500	285,400	317,200	351,900	396,700	448,700
	20	238,500	286,100	318,200	353,400	398,300	449,900
	21	239,500	287,000	319,200	354,900	400,000	451,100
	22	240,900	287,900	320,200	356,400	401,400	451,900
	23	242,200	288,800	321,200	357,900	402,800	452,700
	24	243,500	289,700	322,100	359,400	404,200	453,500
	25	244,800	290,700	323,100	360,900	405,600	454,100
	26	246,100	291,600	324,000	362,500	406,800	454,700
	27	247,400	292,400	325,000	364,000	408,000	455,300
	28	248,600	293,300	326,000	365,500	409,000	455,900
	29	249,700	294,200	327,000	366,700	410,100	456,600
	30	250,600	295,000	328,000	368,200	411,300	457,400
	31	251,400	295,900	329,100	369,700	412,400	457,800
	32	252,200	296,700	330,200	371,200	413,500	458,500
	33	253,200	297,700	331,200	372,500	414,200	459,000
	34	254,000	298,700	332,300	374,000	414,900	459,400
	35	254,800	299,700	333,400	375,500	415,500	459,800
	36	255,600	300,500	334,400	377,000	416,200	460,200
	37	256,300	301,400	335,400	378,400	416,800	460,600
	38	257,000	302,300	336,400	379,800	417,400	460,900
	39	257,700	303,300	337,500	381,100	417,900	461,200
	40	258,400	304,100	338,500	382,500	418,300	461,500

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	41	259,200	305,000	339,500	383,500	418,700	461,800
	42	259,800	305,900	340,400	384,600	418,900	462,100
	43	260,400	306,800	341,300	385,500	419,200	462,400
	44	261,000	307,700	342,200	386,600	419,500	462,700
	45	261,400	308,600	342,900	387,300	419,800	463,000
	46	261,900	309,500	343,600	387,900	420,100	
	47	262,400	310,400	344,200	388,500	420,400	
	48	262,800	311,200	344,800	389,200	420,700	
	49	263,200	312,000	345,400	390,000	420,900	
	50	263,800	312,900	346,000	390,700	421,200	
	51	264,300	313,700	346,500	391,500	421,400	
	52	264,800	314,500	347,100	392,200	421,700	
	53	265,200	315,400	347,700	393,000	421,900	
	54	265,700	316,300	348,200	393,700	422,200	
	55	266,100	317,300	348,700	394,400	422,500	
	56	266,500	318,200	349,200	395,000	422,800	
	57	267,000	319,000	349,600	395,300	423,000	
	58	267,400	319,900	349,800	395,900	423,300	
	59	267,800	320,800	350,200	396,500	423,600	
	60	268,100	321,700	350,700	397,200	423,800	
	61	268,500	322,600	351,000	397,600	424,000	
	62	268,900	323,400	351,400	398,300	424,300	
	63	269,200	324,300	351,800	398,900	424,600	
	64	269,500	325,100	352,200	399,500	424,800	
	65	269,900	325,800	352,600	399,900	425,000	
	66	270,300	326,700	353,100	400,400	425,300	
	67	270,600	327,500	353,500	401,000	425,600	
	68	270,900	328,300	354,000	401,500	425,800	
	69	271,300	328,900	354,200	401,900	426,000	
	70	271,600	329,400	354,700	402,400	426,300	
	71	271,900	329,900	355,100	402,900	426,600	
	72	272,300	330,400	355,500	403,400	426,800	
	73	272,700	330,800	355,800	403,900	427,000	
	74	273,000	331,300	356,200	404,300	427,300	
	75	273,400	331,800	356,700	404,600	427,600	
	76	273,700	332,300	357,100	404,900	427,800	
	77	274,000	332,600	357,300	405,100	428,000	
	78	274,400	332,900	357,600	405,300		
	79	274,800	333,300	358,000	405,600		
	80	275,100	333,600	358,400	405,900		
	81	275,300	333,900	358,700	406,100		
	82	275,600	334,200	359,000	406,400		
	83	276,000	334,400	359,400	406,700		
	84	276,300	334,700	359,800	406,900		
	85	276,500	335,100	360,100	407,100		
	86	276,800	335,500	360,500	407,400		
	87	277,200	335,800	360,900	407,700		
	88	277,500	336,000	361,100	407,900		

89	277,800	336,500	361,400	408,100
90	278,100	336,900	361,800	408,400
91	278,400	337,100	362,200	408,700
92	278,700	337,400	362,400	408,900
93	279,000	337,800	362,700	409,100
94	279,400	338,200	363,100	409,400
95	279,800	338,500	363,500	409,700
96	280,100	338,800	363,700	409,900
97	280,300	339,000	364,000	410,100
98	280,700	339,300		410,400
99	281,000	339,600		410,700
100	281,300	339,900		410,900
101	281,600	340,300		411,100
102	281,900	340,500		
103	282,200	340,800		
104	282,500	341,200		
105	282,700	341,600		
106	282,900	341,900		
107	283,200	342,200		
108	283,500	342,500		
109	283,800	342,800		
110	284,100	343,200		
111	284,400	343,500		
112	284,600	343,700		
113	284,900	343,900		
114	285,100	344,200		
115	285,400	344,400		
116	285,800	344,700		
117	286,100	344,900		
118	286,400	345,200		
119	286,700	345,400		
120	287,000	345,700		
121	287,200	345,900		
122	287,400	346,200		
123	287,800	346,400		
124	288,100	346,700		
125	288,300	346,900		
126	288,600			
127	288,900			
128	289,300			
129	289,500			
130	289,900			
131	290,300			
132	290,600			
133	290,800			
134	291,100			
135	291,500			
136	291,800			

教育職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	212,900	234,000	298,900	361,900	448,100
	2	215,300	236,400	300,800	363,400	449,400
	3	217,600	238,800	302,700	364,900	450,600
	4	219,900	241,300	304,500	366,300	451,900
	5	222,100	243,700	306,300	367,700	453,000
	6	224,400	246,100	308,200	369,000	454,100
	7	226,600	248,500	310,000	370,300	455,300
	8	228,800	251,000	311,700	371,700	456,500
	9	231,000	253,400	313,400	373,100	457,800
	10	233,200	255,000	315,200	374,400	459,000
	11	235,400	256,600	316,900	375,700	460,100
	12	237,600	258,200	318,500	376,900	461,200
	13	239,800	259,800	320,100	378,100	462,400
	14	241,900	261,200	321,800	379,400	463,200
	15	244,000	262,600	323,600	380,600	464,000
	16	246,100	264,000	325,300	381,800	464,900
	17	248,200	265,400	326,600	382,800	465,800
	18	250,000	266,600	328,500	384,000	466,200
	19	251,700	267,800	330,300	385,200	466,700
	20	253,400	269,000	332,000	386,300	467,200
	21	255,100	270,300	333,600	387,300	467,700
	22	256,400	271,400	335,500	388,500	468,100
	23	257,700	272,500	337,200	389,700	468,600
	24	258,900	273,700	338,900	390,800	469,100
	25	260,100	275,000	340,600	391,800	469,600
	26	261,300	276,700	342,300	393,000	470,000
	27	262,500	278,400	344,000	394,100	470,500
	28	263,700	280,100	345,700	395,200	471,000
	29	264,800	281,800	347,400	396,300	471,500
	30	265,800	283,800	348,700	397,500	471,900
	31	266,900	286,000	350,000	398,700	472,400
	32	267,900	288,200	351,300	399,800	472,900
	33	269,000	290,400	352,800	400,800	473,400
	34	270,100	292,600	354,400	401,900	473,800
	35	271,300	294,800	355,900	403,100	474,300
	36	272,600	296,900	357,500	404,300	474,800
	37	273,800	298,900	358,900	405,500	475,300
	38	274,900	300,800	360,500	406,800	475,700
	39	276,100	302,700	362,100	407,900	476,200
	40	277,200	304,500	363,500	409,100	476,700

41	278,500	306,300	365,000	410,200	477,200
42	279,500	308,200	366,600	411,500	
43	280,500	310,000	368,200	412,500	
44	281,400	311,700	369,700	413,600	
45	282,000	313,400	371,200	414,800	
46	282,800	315,200	372,800	416,000	
47	283,600	316,900	374,300	417,200	
48	284,400	318,500	375,800	418,400	
49	285,100	320,100	377,300	419,500	
50	285,900	321,800	378,900	420,500	
51	286,600	323,600	380,500	421,800	
52	287,400	325,300	382,000	423,000	
53	288,200	326,600	383,400	424,200	
54	289,000	328,500	384,800	425,300	
55	289,700	330,300	386,200	426,400	
56	290,500	332,000	387,500	427,500	
57	291,200	333,600	388,800	428,500	
58	291,800	335,500	390,200	429,700	
59	292,600	337,200	391,500	430,900	
60	293,400	338,900	392,800	432,100	
61	294,100	340,600	393,900	432,700	
62	294,700	342,300	395,300	433,500	
63	295,500	344,000	396,600	434,200	
64	296,100	345,700	397,900	434,700	
65	297,100	347,400	399,100	435,000	
66	297,900	348,700	400,400	435,300	
67	298,600	350,000	401,500	435,700	
68	299,300	351,300	402,700	436,100	
69	299,900	352,800	403,900	436,400	
70	300,600	354,300	405,000	436,800	
71	301,300	355,800	406,200	437,100	
72	302,000	357,300	407,400	437,400	
73	302,700	358,600	408,800	437,700	
74	303,400	360,100	409,800	438,000	
75	304,100	361,600	410,800	438,300	
76	304,600	363,000	411,800	438,600	
77	305,200	364,400	412,700	438,800	
78	305,800	365,900	413,700	439,100	
79	306,500	367,400	414,800	439,400	
80	307,100	368,900	415,900	439,600	
81	307,600	370,200	416,600	439,800	
82	308,200	371,500	417,500	440,100	
83	308,900	372,800	418,400	440,400	
84	309,600	374,000	419,300	440,600	
85	310,200	375,200	420,100	440,800	
86	311,000	376,400	420,900	441,100	
87	311,700	377,500	421,700	441,400	
88	312,300	378,600	422,500	441,600	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	89	313,000	379,600	423,100	441,800
	90	313,800	380,700	423,800	442,100
	91	314,600	381,800	424,500	442,400
	92	315,400	382,900	425,200	442,600
	93	315,900	384,000	425,800	442,800
	94	316,700	385,100	426,300	443,100
	95	317,500	386,100	426,600	443,400
	96	318,300	387,200	426,900	443,600
	97	318,900	388,200	427,200	443,800
	98	319,600	389,200	427,500	444,100
	99	320,400	390,100	427,800	444,400
	100	321,100	391,000	428,000	444,600
	101	321,900	391,800	428,200	444,800
	102	322,700	392,800	428,500	445,100
	103	323,600	393,600	428,800	445,400
	104	324,400	394,500	429,000	445,600
	105	325,000	395,300	429,200	445,800
	106	325,800	396,200	429,500	446,100
	107	326,600	397,100	429,800	446,400
	108	327,400	398,000	430,000	446,600
	109	328,100	398,800	430,200	446,800
	110	328,500	399,800	430,500	
	111	328,800	400,700	430,800	
	112	329,300	401,600	431,000	
	113	329,800	402,200	431,200	
	114	330,200	403,100	431,500	
	115	330,600	404,000	431,800	
	116	331,000	404,900	432,000	
	117	331,500	405,700	432,200	
	118	332,000	406,400	432,500	
	119	332,400	407,200	432,800	
	120	332,900	408,000	433,000	
	121	333,400	408,600	433,200	
	122	333,800	409,300	433,500	
	123	334,200	410,000	433,800	
	124	334,700	410,600	434,000	
	125	335,200	411,200	434,200	
	126	335,500	411,900	434,500	
	127	335,800	412,400	434,800	
	128	336,100	413,000	435,000	
	129	336,300	413,600	435,200	
	130	336,600	414,200	435,500	
	131	336,900	414,700	435,800	
	132	337,100	415,200	436,000	
	133	337,300	415,500	436,200	
	134	337,500	415,800	436,500	
	135	337,700	416,000	436,800	
	136	338,000	416,300	437,000	

137	338,300	416,600	437,200	
138	338,500	416,900		
139	338,800	417,200		
140	339,100	417,500		
141	339,300	417,800		
142	339,500	418,100		
143	339,800	418,400		
144	340,000	418,700		
145	340,300	418,900		
146	340,500	419,200		
147	340,800	419,500		
148	341,100	419,700		
149	341,300	419,900		
150	341,500	420,200		
151	341,800	420,500		
152	342,100	420,700		
153	342,300	420,900		
154	342,500	421,200		
155	342,800	421,500		
156	343,100	421,700		
157	343,300	421,900		
158	343,500	422,200		
159	343,800	422,500		
160	344,100	422,700		
161	344,300	422,900		
162	344,500	423,200		
163	344,800	423,500		
164	345,100	423,700		
165	345,300	423,900		
166		424,200		
167		424,500		
168		424,700		
169		424,900		
170		425,200		
171		425,500		
172		425,700		
173		425,900		
174		426,200		
175		426,500		
176		426,700		
177		426,900		
178		427,200		
179		427,500		
180		427,700		
181		427,900		
182		428,200		
183		428,500		
184		428,700		

学校栄養職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	201,000	239,800	293,300	326,300
	2	203,100	241,100	294,100	327,700
	3	205,200	242,400	294,800	329,100
	4	207,300	243,700	295,500	330,500
	5	209,300	244,900	296,200	331,900
	6	211,300	246,000	296,900	333,500
	7	213,300	247,000	297,600	335,000
	8	215,100	247,900	298,300	336,500
	9	216,900	249,000	299,100	337,900
	10	218,800	250,100	299,800	339,500
	11	220,700	251,200	300,600	341,000
	12	222,800	252,400	301,200	342,500
	13	224,500	253,600	301,800	343,900
	14	226,500	255,900	302,900	345,500
	15	228,700	258,200	304,000	347,000
	16	230,800	260,500	305,200	348,500
	17	232,900	262,700	306,300	350,000
	18	234,000	264,500	307,500	351,600
	19	235,000	266,200	308,600	353,200
	20	236,100	267,900	309,800	354,700
	21	237,200	270,000	311,000	356,000
	22	238,000	271,300	312,200	357,500
	23	238,900	272,600	313,400	359,000
	24	239,700	273,700	314,500	360,500
	25	240,600	274,400	315,700	361,900
	26	241,500	275,200	316,900	363,400
	27	242,400	275,900	318,000	364,900
	28	243,300	276,700	319,200	366,300
	29	244,100	277,500	320,400	367,700
	30	244,900	278,300	321,600	369,300
	31	245,600	279,100	322,800	370,700
	32	246,400	279,800	324,000	372,200
	33	247,100	280,500	325,100	373,400
	34	247,700	281,300	326,200	374,500
	35	248,400	282,100	327,400	375,700
	36	249,100	282,900	328,600	376,800
	37	249,800	283,700	329,800	377,800
	38	250,400	284,500	331,000	378,600
	39	251,000	285,200	332,300	379,500
	40	251,600	286,000	333,500	380,600

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	252,200	286,800	334,400	381,600
	42	252,800	287,600	335,600	382,600
	43	253,400	288,400	336,800	383,600
	44	253,900	289,100	338,000	384,500
	45	254,300	289,900	338,900	385,300
	46	254,900	290,800	339,900	386,100
	47	255,300	291,700	340,900	387,000
	48	255,700	292,400	341,800	387,800
	49	256,100	293,100	342,700	388,300
	50	256,600	294,000	343,600	389,100
	51	257,100	294,900	344,600	389,900
	52	257,600	295,600	345,500	390,700
	53	257,900	296,400	346,000	391,100
	54	258,200	297,400	346,900	391,800
	55	258,500	298,300	347,600	392,500
	56	258,800	299,300	348,500	393,100
	57	259,100	300,300	349,200	393,500
	58	259,400	301,400	349,500	394,000
	59	259,700	302,400	349,900	394,600
	60	260,000	303,300	350,500	395,200
	61	260,300	304,300	351,100	395,600
	62	260,600	305,300	351,800	396,100
	63	260,900	306,300	352,500	396,600
	64	261,200	307,300	353,100	397,100
	65	261,500	308,200	353,800	397,700
	66	261,800	309,400	354,300	398,200
	67	262,100	310,500	354,900	398,800
	68	262,400	311,600	355,500	399,400
	69	262,700	312,600	355,800	399,900
	70	263,000	313,700	356,300	400,400
	71	263,300	314,800	356,700	400,800
	72	263,500	315,800	357,200	401,200
	73	263,700	316,900	357,700	401,500
	74	264,000	317,900	358,200	402,000
	75	264,300	319,000	358,700	402,400
	76	264,500	320,100	359,100	402,800
	77	264,700	321,100	359,400	403,200
	78	265,000	322,100	359,700	403,700
	79	265,300	323,100	359,900	404,100
	80	265,500	324,100	360,200	404,500
	81	265,700	325,000	360,700	404,900
	82	266,000	326,000	361,000	405,400
	83	266,300	327,000	361,300	405,800
	84	266,500	327,900	361,600	406,200
	85	266,700	328,800	362,000	406,600
	86		329,500	362,300	407,100
	87		330,200	362,600	407,500
	88		330,800	362,900	407,900

	89			331,400		363,300		408,300
	90			332,100		363,600		408,800
	91			332,700		363,800		409,200
	92			333,300		364,100		409,600
	93			333,900		364,400		410,000
	94			334,100		364,800		410,500
	95			334,500		365,200		410,900
	96			335,000		365,600		411,300
	97			335,600		366,100		411,700
	98			336,100		366,500		
	99			336,600		366,900		
	100			337,000		367,300		
	101			337,600		367,800		
	102			338,100				
	103			338,500				
	104			339,000				
	105			339,500				
	106			339,800				
	107			340,000				
	108			340,300				
	109			340,700				
	110			341,100				
	111			341,400				
	112			341,700				
	113			342,000				
	114			342,200				
	115			342,600				
	116			342,900				
	117			343,100				
	118			343,400				
	119			343,700				
	120			343,900				
	121			344,100				
	122			344,400				
	123			344,700				
	124			344,900				
	125			345,100				
	126			345,300				
	127			345,700				
	128			345,900				
	129			346,100				
	130			346,400				
	131			346,800				
	132			347,200				
	133			347,400				
定年前再任用短時間勤務職員		基給料月準額円	基給料月準額円	基給料月準額円	基給料月準額円	基給料月準額円	基給料月準額円	基給料月準額円
		201,300	257,300	271,300	297,800			

学校行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700
	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900
	50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200
	51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400
	52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700
	53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900
	54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200
	55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500
	56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800
	57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000
	58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300
	59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600
	60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800
	61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000
	62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300
	63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600
	64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800
	65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000
	66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300
	67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600
	68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800
	69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000
	70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300
	71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600
	72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800
	73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000
	74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300	427,300
	75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600	427,600
	76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800	427,800
	77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000	428,000
	78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300	428,300
	79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600	428,600
	80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800	428,800
	81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000	429,000
	82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300	
	83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600	
	84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800	
	85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000	
	86	266,200	305,800	355,700	397,000	409,300	
	87	266,500	306,100	356,100	397,400	409,600	
	88	266,800	306,400	356,500	397,800	409,800	

	89	267,100	306,700	356,700	398,100	410,000
	90	267,400	307,000	357,100	398,600	410,300
	91	267,700	307,300	357,500	399,000	410,600
	92	268,000	307,600	357,900	399,400	410,800
	93	268,300	307,800	358,100	399,700	411,000
	94		308,000	358,400	400,200	
	95		308,300	358,800	400,600	
	96		308,700	359,100	401,000	
	97		308,900	359,400	401,300	
	98		309,200	359,800		
	99		309,500	360,200		
	100		309,900	360,600		
	101		310,100	361,100		
	102		310,400	361,500		
	103	310,700	361,900			
	104	311,000	362,300			
	105	311,200	362,800			
	106	311,500	363,200			
	107	311,800	363,500			
	108	312,100	363,800			
	109	312,300	364,200			
	110	312,600				
	111	313,000				
	112	313,300				
	113	313,500				
114	313,700					
115	314,000					
116	314,400					
117	314,600					
118	314,800					
119	315,100					
120	315,400					
121	315,700					
122	315,900					
123	316,200					
124	316,500					
125	316,800					
定年前再任用短時間勤務員		基給料月準額円	基給料月準額円	基給料月準額円	基給料月準額円	基給料月準額円
		200,300	248,700	269,500	290,100	305,700

別記第2

任期付研究員に適用される給料表
第1号任期付研究員

号給	給料月額
	円
1	428,000
2	491,000
3	556,000
4	642,000
5	746,000
6	851,000

第2号任期付研究員

号給	給料月額
	円
1	358,000
2	395,000
3	424,000

別記第3

特定任期付職員に適用される給料表

号給	給料月額
	円
1	405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000
6	765,000
7	893,000

資料

目次

職員給与等実態調査の結果

職員給与等実態調査(令和7年)の概要	1
第1表 職員区分別の職員数、平均給与月額、平均年齢及び平均経験年数	1
第2表 給料表別の職員数等の状況	2
第3表 給料表別、級別及び号給別の人員分布	5
第4表 扶養手当の支給状況	23
第5表 管理職手当の支給状況	24
第6表 住居手当の支給状況	24
第7表 通勤手当の支給状況	25

職種別民間給与実態調査の結果

職種別民間給与実態調査(令和7年)の概要	27
第8表 産業別、企業規模別調査事業所数	27
第9表 給与改定の状況	28
第10表 企業規模別、職種別給与額等	29
第11表 職種別、学歴別及び企業規模別の初任給	35
第12表 初任給の改定状況	35
第13表 住宅手当の支給状況	36
第14表 通勤手当の支給状況	36
第15表 冬季賞与の考課査定分の配分状況	37
第16表 定年制の状況	37
(参考) 職員と民間従業員の職務対応	37

生計費

第17表 費目別、世帯人員別標準生計費	38
---------------------	----

人事院勧告等

令和7年 人事院勧告・報告の概要	39
------------------	----

職員給与等実態調査の結果

職員給与等実態調査（令和7年）の概要

1 調査時期

令和7年4月1日現在

2 調査対象

職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例、学校職員の給与等に関する条例、任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の適用を受ける職員

ただし、臨時的任用職員、会計年度任用職員、育児休業者及び無給休職者等を除外

3 調査事項

調査対象に該当した全職員の適用給料表、職務の級、給料の月額、扶養手当、地域手当、管理職手当、住居手当、通勤手当、職員数、学歴、性別、年齢、経験年数等の実態

第1表 職員区分別の職員数、平均給与月額、平均年齢及び平均経験年数

区分	職員数	平均給与月額								平均年齢	平均経験年数
		給料の月額	扶養手当	地域手当	住居手当	その他	合計	対前年比	対前年増減 (△印は減)		
一般職員	人	円	円	円	円	円	円	%	円	歳	年
	10,218	333,596	6,773	42,983	7,979	5,638	396,969	102.3	9,044	41.1	19.0
	(10,175)	(326,249)	(7,064)	(41,292)	(7,744)	(5,576)	(387,925)	(100.7)	(2,625)	(41.3)	(19.3)
うち 行政職員	8,950	332,792	6,648	42,894	7,991	5,095	395,420	102.3	9,041	41.1	19.1
	(8,898)	(325,398)	(6,934)	(41,198)	(7,759)	(5,090)	(386,379)	(100.7)	(2,635)	(41.3)	(19.3)
教育職員	21,097	361,184	7,553	46,526	8,083	10,888	434,234	103.4	14,402	38.5	15.7
	(20,927)	(349,070)	(7,386)	(44,149)	(8,117)	(11,110)	(419,832)	(100.7)	(2,817)	(38.7)	(15.8)
警察官	15,244	346,077	13,859	44,962	5,649	1,325	411,872	103.6	14,469	38.8	18.3
	(15,307)	(333,945)	(13,972)	(42,625)	(5,583)	(1,278)	(397,403)	(101.8)	(6,909)	(38.6)	(18.0)
合計	46,559	350,183	9,446	45,237	7,263	6,605	418,734	103.3	13,295	39.2	17.2
	(46,409)	(339,078)	(9,488)	(43,019)	(7,200)	(6,654)	(405,439)	(101.1)	(4,285)	(39.2)	(17.3)

注 1 区分欄に掲げる各区分を、適用給料表によって分類すると次のとおりであり、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員は含まれていません。（以下第7表までについて同じです。）

(1) 一般職員…行政職給料表(1)、学校行政職給料表、行政職給料表(2)、海事職給料表(1)、海事職給料表(2)、研究職給料表、医療職給料表(1)、医療職給料表(2)、医療職給料表(3)、学校栄養職給料表、福祉職給料表、第1号任期付研究員給料表、第2号任期付研究員給料表及び特定任期付職員給料表の適用職員

(2) 行政職員…一般職員のうち行政職給料表(1)及び学校行政職給料表の適用職員

(3) 教育職員…教育職給料表の適用職員

(4) 警察官…公安職給料表の適用職員

2 給料の月額には、教職調整額を含みます。

3 その他とは、管理職手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当等です。

4 ()内は、前年（令和6年4月1日現在）の調査結果の値です。

5 定年が段階的に引き上げられるに伴い、職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例附則第7項及び学校職員の給与等に関する条例附則第8項により給料月額が決定される職員を除いています。（以下第7表までについて同じです。）

第2表 給料表別の職員数等の状況

その1 給料表別職員数、学歴別・性別人員構成比、平均給料月額、平均年齢及び平均経験年数

区 分			職 員 数		学 歴 別 人 員 構 成 比				性 別 人 員 構 成 比		平均 給料月額	平均 年齢	平均 経験年数	
				構成比	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女				
一 般 職 員	行 政 職 員	行 政 職 給料表 (1)	人 8,108 (8,072)	% 17.4 (17.4)	% 73.8 (73.5)	% 6.8 (6.9)	% 18.9 (19.1)	% 0.5 (0.5)	% 58.0 (59.0)	% 42.0 (41.0)	円 334,358 (327,306)	歳 41.1 (41.4)	年 19.1 (19.4)	
		学 校 行 政 職 給料表	842 (826)	1.8 (1.8)	50.2 (49.5)	7.5 (8.4)	41.4 (41.0)	0.8 (1.1)	41.3 (42.0)	58.7 (58.0)	317,708 (306,748)	40.5 (40.4)	19.1 (19.0)	
		小 計	8,950 (8,898)	19.2 (19.2)	71.6 (71.3)	6.9 (7.0)	21.1 (21.2)	0.5 (0.6)	56.4 (57.5)	43.6 (42.5)	332,792 (325,398)	41.1 (41.3)	19.1 (19.3)	
	行 政 職 給料表 (2)		90 (97)	0.2 (0.2)	1.1 (1.0)	－ (－)	97.8 (97.9)	1.1 (1.0)	98.9 (99.0)	1.1 (1.0)	350,308 (350,066)	47.6 (48.4)	28.3 (29.0)	
	海 事 職 給料表 (1)		17 (18)	0.0 (0.0)	11.8 (11.1)	23.5 (22.2)	64.7 (66.7)	－ (－)	100.0 (100.0)	－ (－)	394,700 (386,606)	48.3 (47.9)	28.0 (27.3)	
	海 事 職 給料表 (2)		24 (22)	0.1 (0.0)	－ (－)	－ (－)	100.0 (100.0)	－ (－)	95.8 (100.0)	4.2 (－)	308,858 (290,318)	40.8 (41.2)	19.5 (19.5)	
	研 究 職 給料表		237 (236)	0.5 (0.5)	97.9 (98.3)	1.3 (1.3)	0.8 (0.4)	－ (－)	63.7 (68.6)	36.3 (31.4)	376,463 (371,394)	42.5 (43.4)	19.1 (19.7)	
	医 療 職 給料表 (1)		40 (37)	0.1 (0.1)	100.0 (100.0)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	50.0 (54.1)	50.0 (45.9)	470,373 (455,632)	44.1 (44.0)	18.7 (18.6)	
	医 療 職 給料表 (2)		79 (87)	0.2 (0.2)	82.3 (81.6)	17.7 (18.4)	－ (－)	－ (－)	29.1 (25.3)	70.9 (74.7)	338,949 (328,494)	42.4 (42.7)	19.0 (19.2)	
	医 療 職 給料表 (3)		31 (31)	0.1 (0.1)	6.5 (9.7)	93.5 (90.3)	－ (－)	－ (－)	6.5 (6.5)	93.5 (93.5)	357,729 (354,755)	50.5 (51.1)	25.1 (25.9)	
	学 校 栄 養 職 給料表		60 (59)	0.1 (0.1)	53.3 (74.6)	46.7 (25.4)	－ (－)	－ (－)	3.3 (3.4)	96.7 (96.6)	259,998 (244,775)	33.8 (31.6)	10.1 (8.7)	
	福 祉 職 給料表		683 (683)	1.5 (1.5)	91.1 (92.2)	5.6 (5.3)	3.2 (2.3)	0.1 (0.1)	51.2 (50.8)	48.8 (49.2)	320,290 (313,622)	39.5 (40.2)	16.6 (17.1)	
	特 定 任 期 付 職 員 給料表		7 (7)	0.0 (0.0)	71.4 (71.4)	14.3 (14.3)	14.3 (14.3)	－ (－)	85.7 (85.7)	14.3 (14.3)	612,429 (594,143)	61.6 (60.6)	35.1 (30.2)	
	計		10,218 (10,175)	21.9 (21.9)	72.5 (72.4)	7.2 (7.1)	19.9 (20.0)	0.5 (0.5)	56.1 (57.1)	43.9 (42.9)	333,596 (326,249)	41.1 (41.3)	19.0 (19.3)	
	教 育 職 員	教 育 職 給料表		21,097 (20,927)	45.3 (45.1)	95.7 (95.4)	3.7 (3.8)	0.6 (0.8)	－ (－)	50.7 (50.7)	49.3 (49.3)	348,339 (336,718)	38.5 (38.7)	15.7 (15.8)
		公 安 職 給料表		15,244 (15,307)	32.7 (33.0)	46.6 (45.9)	8.5 (8.1)	44.9 (46.0)	－ (－)	89.4 (89.8)	10.6 (10.2)	346,077 (333,945)	38.8 (38.6)	18.3 (18.0)
合 計			46,559 (46,409)	100.0 (100.0)	74.5 (74.0)	6.0 (6.0)	19.3 (19.9)	0.1 (0.1)	64.5 (65.0)	35.5 (35.0)	344,363 (333,508)	39.2 (39.2)	17.2 (17.3)	

注 1 ()内は、前年の調査結果の値です。

2 区分の小計欄及び計欄の構成比は、給料表ごとの構成比の合計又は当該区分の職員の全職員に占める割合としました。

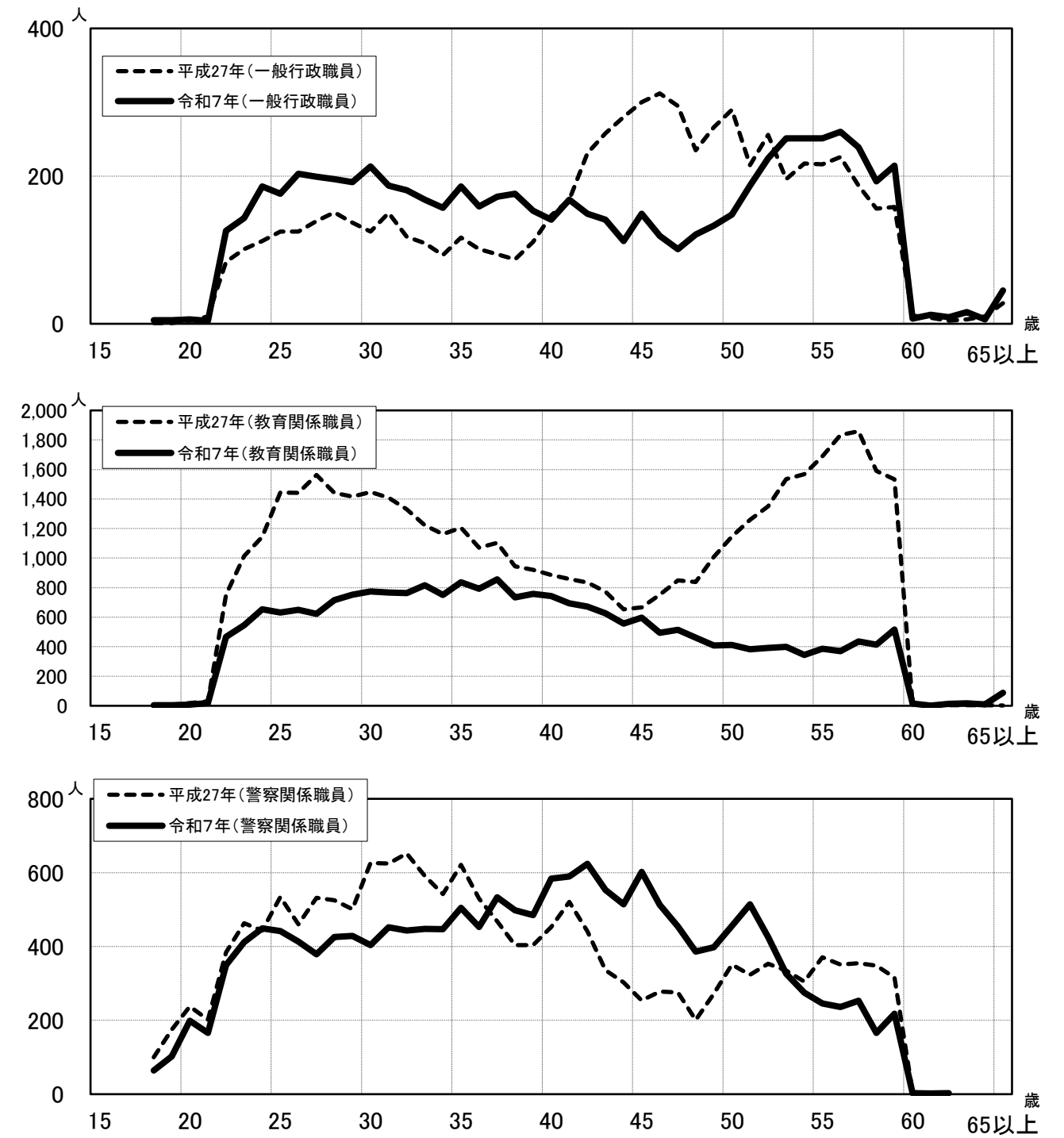
3 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100.0%にならない場合及び内訳の合計が計と一致しない場合があります。(以下の表について同じです。)

4 教育職員の平均給料月額には、学校職員の給与等に関する条例別表第1の備考2及び3の規定に基づく給料月額の加算を含みます。(第3表について同じです。)

5 教育職員の教職調整額を含む平均給料月額は、361,184円(349,070円)です。

その2 職員数の推移

区 分	令和7年4月 (A)	平成27年4月 (B)	増 減 (A) - (B)	(A) / (B)
	人	人	人	%
一 般 行 政 職 員	6,840	6,771	69	101.0
教 育 関 係 職 員	22,875	45,596	△ 22,721	50.2
うち教育職給料表	21,097	42,540	△ 21,443	49.6
うち学校行政職給料表	842	1,826	△ 984	46.1
警 察 関 係 職 員	16,844	16,767	77	100.5
うち公安職給料表	15,244	15,257	△ 13	99.9
合 計	46, 559	69, 134	△ 22, 575	67. 3



注 1 一般行政職員とは、知事部局、議会局、監査事務局、人事委員会事務局等に所属する事務職員、研究職員、医療職員等です。
2 教育関係職員とは、教育局及び県立学校、市町村立学校等の教育機関に所属する教員、事務職員等です。
3 警察関係職員とは、警察本部、警察署等に所属する警察官、事務職員等です。

第3表 給料表別、級別及び号給別の人員分布

行政職給料表(1) (他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用)

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1					1	1				
2					1					
3					1					
4										2
5	1			2	2			79	55	
6				1					1	
7			2		1	1	1		1	
8	1		3	3		1				
9	16	1	4	3	1	1				
10		2	3	11		2	1			
11		3	5	14		1	1			
12	15	9	15	16		2				
13	5	11	30	10		2	4			
14	1	5	27	16	2		6			
15		6	26	20	1	2	59			
16	11	56	41	16	1	3	15			
17	15	60	31	23	8	3	15			
18	2	22	31	22	8	4	13			
19	2	20	34	25	11	4	59			
20	18	34	29	23	15	12	16			
21	5	49	37	40	14	4	13			
22		31	41	24	11	12	7			
23		30	25	29	12	12	14			
24	26	44	32	26	10	11	23			
25	7	52	29	23	14	20	14			
26	2	38	39	26	21	7	15			
27	2	31	33	22	27	9	19			
28	13	39	29	31	25	8	16			
29	139	35	25	33	24	18	12			
30	14	29	15	27	24	12	12			
31	5	14	16	33	27	15	17			
32	162	20	34	20	26	22	13			
33	18	24	19	20	17	17	12			
34	14	20	21	19	20	12	9			
35	9	16	20	22	23	20	12			
36	172	22	18	23	21	11	15			
37	38	25	18	30	12	20	17			
38	15	11	23	31	16	22	19			
39	11	13	18	23	22	35	13			
40	151	10	19	19	18	20	9			
41	48	13	25	22	20	18	15			
42	17	7	15	23	19	21	8			
43	13	10	8	10	10	82	15			
44	117	5	12	19	14	11	9			
45	49	6	11	18	13	20	10			
46	16	4	9	18	8	16	10			
47	16	4	16	19	9	38	6			
48	23	5	13	12	7	11	11			
49	22	7	8	16	8	10	68			
50	11	3	3	9	7	15				
51	11	2	3	15	12	31				
52	35	4	7	7	16	13				
53	27	6	11	7	13	9				
54	15		6	8	5	11				
55	9	4	5	10	7	6				
56	26	1	13	4	8	9				
57	15	10	10	4	5	7				
58	8	5	3	7	11	6				
59	6	1	11	6	7	3				
60	10	5	5	10	15	10				
61	15	1	8	2	6	12				
62	6		4	4	8	16				
63	8	1	2	6	7	9				
64	14	1	3	2	9	13				
65	6		1	13	6	10				
66	4		1	4	10	9				
67	6		1	5	5	12				
68	7	1	2	4	4	11				

給 号	級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
69	2	5	1	5	6	17					
70	3			1	5	8					
71	4	1		2	3	9					
72	2				1	11					
73	6	1	2	4	10	11					
74	2		1	5	12	5					
75	3			1	3	9					
76	3			2	12	7	10				
77	2			3	3	12	7				
78	4	2		1	6	10	9				
79	1	1		1	1	22	4				
80	2			4	10	7	5				
81	2	1	1	5	10	43					
82	4		1	11	14						
83	3	1	1	6	16						
84	1		2	16	30						
85	3	1		12	23						
86	4		1	11	17						
87	1	2	1	3	9						
88	3	1	2	12	17						
89	1	1		11	20						
90	2	1	1	8	25						
91	3			11	17						
92	1	3	2	12	21						
93	124	1		18	233						
94				11							
95				15							
96				24							
97			1	249							
98			1								
99		1									
100			3								
101			2								
102			1								
103			3								
104		1	3								
105		2	2								
106		1	1								
107		1	2								
108											
109		1	23								
110											
111											
112											
113		1									
114		1									
115		1									
116											
117		1									
118		1									
119											
120											
121											
122		1									
123											
124											
125		1									
人員計(人)	1,636	924	1,081	1,503	1,280	923	623	79	57	2	
(構成比(%))	(20.2)	(11.4)	(13.3)	(18.5)	(15.8)	(11.4)	(7.7)	(1.0)	(0.7)	(0.0)	
平均給料月額 (円)	236,664	263,512	301,515	359,329	385,318	407,362	443,034	477,500	530,268	569,100	
平均年齢(歳)	28.8	32.2	36.9	45.1	47.9	50.1	53.9	56.2	56.7	58.0	
標準的な職	主事、技師等	高度の知識経験 を必要とする 主事、技師等	主任主事、 主任技師等	主査等	副主幹、 副技幹等	グループ リーダー等	本庁の課長等	本庁の部長等	局長等	理事等	

注「標準的な職」は代表的なものを掲げています。(以下の給料表について同じです。)

学校行政職給料表（県立学校並びに市町村立の小・中学校、義務教育学校及び特別支援学校に勤務する事務職員に適用）

級 号給	1	2	3	4	5	6	級 号給	1	2	3	4	5	6
1							73						
2							74	1				6	1
3							75					2	2
4							76	1				4	1
5							77					1	
6							78	1			1	4	1
7							79	1			1	5	2
8							80					2	1
9	3		1	1			81	1			1	1	3
10				1			82				1	2	
11							83					2	
12	2	4	1	1			84					3	
13		1	1	2			85				2	4	
14	1	6	1	1			86				1	2	
15	2	1	4	3			87					4	
16	2	2	2	5			88				1	3	
17	2	6		5			89				1	5	
18		4	2				90					1	
19		3	3				91	1					
20	9	5	3	4			92				3	3	
21	1	7	5	6			93	19			3	35	
22		2	3	5			94				2		
23		2	3	6			95				2		
24	7	5	4	5			96				3		
25	1	4	1	7			97				25		
26		1	2	4			98						
27	2	3		3			99						
28	6	1	4	5			100						
29	20	5	3	3			101						
30	1	6	2	3			102						
31	1	3	2	6	1		103						
32	17	2	1	5			104						
33	8	7	2	2	1		105						
34	1	6	5	4			106						
35		6	4	5	1		107						
36	12	6	3	2			108						
37	4	4	4	3			109						
38	3	4	4	2	1		110						
39	4	2	2	5		1	111						
40	8	1	2	3		5	112						
41	9	3	1	1		3	113						
42	4	4	1	4	2	3	114						
43	6		1	5	1	19	115						
44	8	2	1	3		6	116						
45	8	2	1			1	117						
46	2	1		1	2	3	118						
47		3	1	3	1	9	119						
48		1		4		5	120						
49	4	1	4	1	1		121						
50			2	2	1	5	122						
51		3		1		4	123						
52	3	1		1	1	1	124						
53	4		2				125						
54	1	1				1	人員計（人）	208	135	91	180	124	104
55	3		1			2	（構成比（％））	(24.7)	(16.0)	(10.8)	(21.4)	(14.7)	(12.4)
56	2			1	1	1	平均給料月額（円）	234,458	264,255	299,613	354,916	396,339	411,278
57			1			1	平均年齢（歳）	29.9	34.5	35.6	43.2	52.4	55.3
58	3				3	2	標準的な職	主事、 事務主事	高度の知識 経験を必要 とする主事、 事務主事	主任主事、 主任事務 主事	主査、 事務主査	副主任、 総括事務 主査	事務長、 事務主幹
59	3	1			2	1							
60					2								
61	1					1							
62					1	2							
63	2				1	1							
64	2	1				4							
65	1	1			2	1							
66		1			1	2							
67					1	1							
68					2	2							
69						1							
70					2	1							
71			1		1	4							
72					3								

行政職給料表(2) (機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員に適用)

号給	級	1	2	3	4	5
1						
2					1	
3						
4						
5						
6						
7						
8			1			
9			1	1		
10					1	
11				1		
12				1		
13		1	1		2	
14				1		
15						
16						
17		1			1	
18						
19						1
20					1	
21						
22						1
23						
24						
25						
26					1	1
27						2
28		1				
29						2
30						
31						
32						
33						1
34						
35			1	2		1
36		1				
37						
38						
39						
40						
41						
42						1
43						
44						
45						2
46						
47						1
48						1
49						
50						
51						
52						
53						
54						
55						
56						
57						1
58						
59						
60						1
61						
62						
63						1
64						
65						
66						
67						1
68						
69						1
70						1
71						2
72						2

号給	級	1	2	3	4	5
73						
74						
75						
76						
77						1
78						
79						
80						1
81						
82						3
83						1
84						1
85						1
86						
87						2
88						1
89						1
90						1
91						1
92						2
93						1
94						4
95						1
96						6
97						2
98						3
99						1
100						
101						3
102						2
103						1
104						1
105						4
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
人員計(人)		4	4	6	7	69
(構成比(%))		(4.4)	(4.4)	(6.7)	(7.8)	(76.7)
平均給料月額 (円)		217,350	238,050	263,083	287,986	378,430
平均年齢(歳)		22.3	25.5	31.2	36.3	52.9
標準的な職	技能職員	相当の技能又は経験を必要とする技能職員	相当高度の技能又は経験を必要とする技能職員	高度の技能又は経験を必要とする技能職員	特に高度の技能又は経験を必要とする技能職員	

海事職給料表(1) (船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等に適用)

号給	級	1	2	3	4	5	6
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20			1				
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31		1					
32							
33						1	
34							
35							
36							
37							
38							
39						1	
40							
41							
42							
43		1					
44							
45							
46							
47				1			
48							
49							
50							
51							
52							
53			1				
54							
55							
56							
57							
58							
59			1				
60							
61							
62							
63							
64							
65							
66							
67				1			
68							
69	1						
70							
71				1			
72				1			

号給	級	1	2	3	4	5	6
73				1			
74							
75							
76							
77							
78							
79							
80							
81							
82							
83							
84					1		
85					2		
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93				1			
94							
95							
96							
97							
人員計(人)		1	2	5	7	2	-
(構成比(%))		(5.9)	(11.8)	(29.4)	(41.2)	(11.8)	(-)
平均給料月額 (円)		289,900	315,400	370,880	434,443	446,850	-
平均年齢(歳)		36.0	35.5	47.0	53.0	54.0	-
標準的な職		大型・中型 船舶の 航海士等	相当高度の 知識経験を 必要とする 大型・中型 船舶の航海 士等	大型船舶の 1等航海士 等、中型船 舶の船長等	大型船舶の 船長等	相当高度の 知識経験を 必要とする 大型船舶の 船長等	高度の知識 経験を必要 とする大型 船舶の船長 等

海事職給料表(2) (船舶に乗り組む職員で、行政職給料表(2)又は海事職給料表(1)の適用を受けない職員に適用)

号給	級	1	2	3	4	5
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16			1			
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23				1		
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30		1		1		
31				1		
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39				1		
40						
41		1		1		
42				1		
43						
44				1		
45						
46						
47						
48						
49						
50						
51			1			
52						
53						
54			1			
55						
56						
57						
58						
59						
60						
61						
62						
63		1				
64			1			
65						
66						
67						
68						
69						
70						
71						
72						

号給	級	1	2	3	4	5
73	4					
74						
75						
76						
77					1	
78						
79						
80						
81						
82						
83						
84						
85						
86						
87				1		
88						
89						
90						
91						
92						
93						4
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
人員計(人)		7	4	8	1	4
(構成比(%))		(29.2)	(16.7)	(33.3)	(4.2)	(16.7)
平均給料月額 (円)		272,229	288,250	319,300	343,600	364,000
平均年齢(歳)		35.4	41.8	38.1	41.0	54.3
標準的な職	船舶の乗組員	相当高度の技能又は経験を必要とする船舶の乗組員等	大型船舶の各次長、小型船舶の船長等	大型船舶の各長、高度の技能又は経験を必要とする中型船舶の各長等	相当高度の技能又は経験を必要とする大型船舶の各長等	

研究職給料表（試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用）

号給	級	1	2	3	4	5	6
1							
2							
3							
4							
5				1		2	2
6						4	
7				1		23	
8						4	
9						2	
10						7	
11							
12							
13				1			
14				1	2		
15				1	2		
16					1		
17				2	1		
18			1	2	2		
19					1		
20			1				
21				1			
22				2	1		
23			1				
24			1		1		
25			1	3	1		
26			3	3	1		
27				3			
28				2			
29	5	1	3	4	1		
30		3					
31		1	4		1		
32	1	1	3				
33	1	1	2	1			
34			1				
35		2	2	2	2		
36	2	1	3	1			
37	3						
38		2	1				
39		1			2		
40	2			2	3		
41	2			1			
42		3	3				
43		4	2		2		
44	1	3					
45	2	1		1			
46			1	1			
47		1					
48	3	4	1	1			
49	2	2		2			
50				1			
51		1		1			
52	1						
53	1	1					
54		1					
55			3				
56	1						
57	1			1			
58	1				1		
59			1				
60	1						
61		1		2			
62				3			
63				1			
64	2						
65				3			
66							
67	1						
68			1				
69	1						
70							
71							
72							

級 号給	1	2	3	4	5	6
73 74 75 76	1					
77 78 79 80			1			
81 82 83 84	1		7			
85 86 87 88						
89 90 91 92						
93 94 95 96						
97 98 99 100						
101 102 103 104						
105 106 107 108						
109 110 111 112						
113 114 115 116						
117 118 119 120						
121						
人員計(人)	36	44	69	44	42	2
(構成比(%))	(15.2)	(18.6)	(29.1)	(18.6)	(17.7)	(0.8)
平均給料月額 (円)	256,469	304,668	370,841	426,823	503,595	532,100
平均年齢(歳)	27.6	33.4	42.3	51.0	55.3	59.0
標準的な職	研究員	高度の知識 経験を必要 とする研究 員	主任研究員	試験研究 機関の 課長等	規模の大き い試験研 究機関の長 等	特に規模の 大きい試験 研究機関の 長

医療職給料表(1) (保健福祉事務所、社会福祉施設、診療所等に勤務する医師及び歯科医師に適用)

号給	級	1	2	3	4
1			2	1	
2					
3					
4			2		
5			1		
6					1
7					
8					2
9					
10					
11					
12			1		
13					
14					
15					
16					
17			1		
18					
19					
20					
21		1	1		
22					
23					
24		1			
25					
26					
27		1			
28		5			
29					
30					
31					
32					
33				1	
34					
35					
36					
37				1	
38					
39					
40					
41			1		
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49			1		
50					
51					
52					
53					
54					
55			1		
56			1		
57				3	
58				1	
59					
60			1		
61				1	
62			1		
63					
64					
65				1	
66					
67					
68					
69				1	
70					
71					
72					

号給	級	1	2	3	4
73					
74					
75				1	
76			1		
77				3	
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
人員計(人)		8	15	14	3
(構成比(%))		(20.0)	(37.5)	(35.0)	(7.5)
平均給料月額 (円)		369,125	444,293	532,850	579,200
平均年齢(歳)		28.4	38.9	55.1	60.7
標準的な職	医師、 歯科医師	相当高度の知識経験に基づき困難な業務を行う医師、 歯科医師	保健福祉事務所の長等	職務の複雑、困難及び責任の度が特に高い保健福祉事務所の長	

医療職給料表(2)

(保健福祉事務所、社会福祉施設、診療所、家畜保健衛生所に勤務する獣医師、薬剤師、栄養士、診療放射線技師、診療エックス線技師、病理細菌技術者、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、あん摩マッサージ指圧師、その他の医療技術者である職員に適用)

号給	級	1	2	3	4	5	6	号給	級	1	2	3	4	5	6
1								73							
2								74							
3								75							
4								76					1		
5								77							
6								78							
7								79							
8				2				80							
9								81					1		
10								82							
11				1			1	83					1		
12				1			1	84							
13								85					1		
14								86							
15				1				87					1		
16			1	1				88					1		
17			2					89					8		
18				2				90							
19					1			91							
20				1				92							
21				1				93							
22								94							
23			2		1			95							
24			3					96							
25		1		2				97							
26								98							
27				1				99							
28				1		1		100							
29			1					101							
30								102							
31				2				103							
32			1	1				104							
33			1					105							
34								106							
35					1	1		107							
36			1	1				108							
37			1			2		109							
38								110							
39					1	1		111							
40				1	1			112							
41			1					113							
42			1		1	1		114							
43			2					115							
44								116							
45								117							
46								118							
47								119							
48								120							
49						1		121							
50								122							
51								123							
52								124							
53								125							
54								126							
55								127							
56								128							
57			1					129							
58					1			130							
59								131							
60								132							
61								133							
62			1		1			人員計(人)	1	20	20	26	7	5	
63								(構成比(%))	(1.3)	(25.3)	(25.3)	(32.9)	(8.9)	(6.3)	
64								平均給料月額(円)	228,500	270,215	303,155	386,304	407,086	437,520	
65					2			平均年齢(歳)	22.0	30.0	36.3	51.5	53.9	57.2	
66					1			標準的な職	栄養士、診療放射線技師等	薬剤師、獣医師等	相当困難な業務を行う薬剤師、獣医師等	高度の知識経験に基づき困難な業務を行う薬剤師、獣医師等	高度の知識経験に基づき特に困難な業務を行う薬剤師、獣医師等	家畜保健衛生所の長等	
67															
68					1										
69															
70															
71															
72			1												

医療職給料表(3) (社会福祉施設、診療所等の医療施設に勤務する助産師、看護師及び准看護師である職員に適用)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	級 号給	1	2	3	4	5	6	7
1								73							
2								74							
3								75							
4								76							
5								77				1			
6								78							
7								79							
8								80							
9								81							
10			1					82							
11								83							
12								84							
13								85							
14						1		86							
15								87							
16								88				1			
17								89							
18								90					1		
19								91							
20								92							
21								93							
22								94							
23								95							
24								96							
25								97							
26					1			98							
27								99							
28								100							
29				1		1		101							
30					1			102							
31								103							
32					1			104							
33				1				105							
34			1		1			106							
35			1					107							
36								108							
37								109							
38						1		110							
39			1					111							
40								112							
41								113							
42						1		114							
43								115							
44				2				116							
45					1			117							
46				1				118							
47					1			119							
48					2			120							
49					1			121							
50								122							
51								123							
52								124							
53								125							
54								126							
55								127							
56				2				128							
57								129							
58								130							
59					1			131							
60								132							
61								133							
62								134							
63								135							
64								136							
65								137							
66					1			138							
67								139							
68								140							
69								141							
70								142							
71								143							
72				2				144							

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							
165							
166							
167							
168							
169							
人員計(人)	-	-	4	11	12	4	-
(構成比(%))	(-)	(-)	(12.9)	(35.5)	(38.7)	(12.9)	(-)
平均給料月額 (円)	-	-	298,200	343,545	372,333	412,450	-
平均年齢(歳)	-	-	41.8	49.2	54.3	51.5	-
標準的な職	准看護師	助産師、 看護師	高度の知識経験を 必要とする 助産師、 看護師	主任看護師	看護係長 等	看護科長 等	看護業務 を行う出先 機関の部長

学校栄養職給料表 (県立学校並びに市町村(市町村の組合を含む。)立の小・中学校、義務教育学校及び特別支援学校並びに学校給食法第6条に規定する施設に勤務する学校栄養職員に適用)

号給	級	1	2	3	4	号給	級	1	2	3	4
1						73					
2						74					
3				1		75					
4				1		76					
5					1	77					
6			4			78					
7						79					
8					1	80	1				
9						81					
10			2			82					
11			1			83	1				
12						84	1				
13						85	7				
14			2			86					
15	1			1		87					
16			1			88					
17				1	1	89					
18			1			90					
19						91					
20						92					
21						93					
22			1	1		94					
23	3		1			95					
24						96					
25			2			97					
26			1		1	98					
27	1					99					
28			1			100					
29			1	1		101					
30	1		1			102					
31	2					103					
32			1			104					
33						105					
34						106					
35	1					107					
36						108					
37						109					
38	1		2			110					
39	1					111					
40						112					
41						113					
42						114					
43	1					115					
44	1		1			116					
45						117					
46						118					
47	1		1			119					
48			1			120					
49						121					
50						122					
51						123					
52						124					
53						125					
54						126					
55						127					
56						128					
57						129					
58						130					
59						131					
60						132					
61						133					
62											
63											
64											
65											
66											
67											
68											
69	1										
70											
71											
72											
						人員計(人)	25	25	6	4	
						(構成比(%))	(41.7)	(41.7)	(10.0)	(6.7)	
						平均給料月額(円)	243,680	256,148	294,517	334,275	
						平均年齢(歳)	38.9	27.8	33.8	38.5	
						標準的な職	技師、 学校栄養技師	困難な業務を 行う技師、 学校栄養技師	主任技師、 学校栄養主任 技師	主査、 学校栄養主査	

福祉職給料表（社会福祉施設、保健福祉事務所等に勤務する生活指導員、社会福祉主事、保育士等に適用）

号給	級	1	2	3	4	5	6	号給	級	1	2	3	4	5	6
1				1				73					2		
2				1				74					3		
3				1				75			1		3		
4				4				76					1		
5				3				77					3		
6				1				78					5		
7			1	2				79			1		5		
8			12	3				80					4		
9			2		1			81			1		4		
10			1	3				82					5		
11			1	3				83				2			
12			4	2				84				1	4		
13			5	2	1			85					5		
14			1	1				86					2		
15			2	3	1		2	87				1	3		
16			8	4			2	88					3		
17			1	2			2	89			1		6		
18			2	5	1			90					4		
19			2	2	1			91					5		
20			8	2	2			92					9		
21			4	1	1	1	1	93					2		
22			6	3			1	94					7		
23			2	3	2			95					3		
24			5	4	1		1	96					2		
25	30		4		1			97					3		
26			1	4	1			98					2		
27	1		9	2	1			99					2		
28	21		5	2	3			100							
29	1		7	2				101					4		
30			2	2	2			102							
31	1		5	1	2			103							
32	28		1	1	4			104							
33	4		5	2	1			105							
34	1			1	1			106		1					
35			3	1	4	1		107		1					
36	3		3	2	1		1	108							
37	5		3		2	2		109							
38	2		3	4	1	2		110							
39	1		2		1	3	1	111							
40	3		2	2	1	2		112							
41	2		2	6	2	3		113							
42			3	2		3		114							
43	2		3	1	3	4		115							
44	2		1	2	1			116							
45	1		4	2	1	1		117							
46	2		3	2		2		118							
47			5	1	2	3		119							
48	2			1		2		120							
49	2		3	1	4	1		121							
50	1		2	2	1	1		122							
51	1		2					123							
52	2		1	2		1		124							
53					2	1		125		1					
54	2			5	1			126		1					
55	2		1	1	3			127							
56	2		1	4	2	1		128							
57	1		1	1	4			129		1					
58	1			1				130							
59	1			2	2			131							
60	1			2	1			132							
61	2				1	1		133							
62	1		2	2		2		134							
63	1				3	1		135							
64	2		1	2		1		136							
65			1	2	1			137							
66			1		2			138							
67	1		1		3			139							
68					2			140							
69				3	3	1		141							
70				2	1			142							
71	1				1			143							
72	1			3	2			144							

特定任期付職員給料表

(高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用することが特に必要とされる業務に従事する職員に適用)

級 号給	1	2	3	4	5	6
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153	1					
人員計(人)	143	164	138	187	40	11
(構成比(%))	(20.9)	(24.0)	(20.2)	(27.4)	(5.9)	(1.6)
平均給料月額 (円)	243,951	284,251	319,434	385,217	408,193	437,373
平均年齢(歳)	27.3	32.8	40.8	49.9	53.3	55.1
標準的な職	生活指導員	相当困難な業務を行う生活指導員	困難な業務を行う生活指導員	高度の知識経験に基づき困難な業務を行う生活指導員	社会福祉施設の課長	社会福祉施設の部長等

号給	人員計(人)
1	
2	
3	2
4	1
5	2
6	2
7	

注 平均給料月額及び平均年齢の調査結果は、第2表その1(2頁)にあります。

教育職給料表

(小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する総括校長、校長、副校長、教頭、総括教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手等に適用)

号給	級	1	2	3	4	5
1						1
2						1
3						1
4						1
5						6
6						14
7			3			22
8	1					21
9						47
10			3			56
11			3			40
12						35
13			2			25
14			4			15
15			4			16
16	1		1			18
17			423			14
18	1		7			23
19	1		37			23
20			372			21
21			95			17
22	1		40			17
23			31			15
24	1		465			12
25			72			13
26	1		48			5
27			25			9
28			392			8
29			114			3
30	1		62			5
31			49			4
32			353			3
33	1		227			1
34			79			2
35			44			3
36	1		271	1		1
37	1		221			
38			84	1		
39	1		78	1		1
40			245	3		
41			278	3		6
42	1		137	5		
43	1		91	5	2	
44	1		207	7	1	
45			263	6	1	
46	4		163	9	3	
47			90	18	2	
48	1		185	12	3	
49	2		268	11	4	
50	1		168	16	3	
51			131	19	2	
52	2		184	22	4	
53	1		212	12	4	
54	3		206	18	7	
55	2		151	29	13	
56			171	18	10	
57			218	32	10	
58	3		187	29	9	
59	1		155	30	12	
60	1		177	30	18	
61	1		204	43	17	
62			203	43	15	
63	1		158	46	15	
64			184	37	14	
65			189	31	21	
66	1		176	35	20	
67	1		165	50	22	
68			189	50	20	
69	1		207	43	14	
70	3		203	42	44	
71	1		176	59	28	
72	1		196	51	23	

号給	級	1	2	3	4	5
73		1	180	45	49	
74		1	180	37	23	
75		1	188	55	31	
76		1	172	52	16	
77		1	191	74	21	
78		3	208	55	38	
79		3	179	54	11	
80		2	171	45	12	
81		3	165	45	39	
82		1	182	48	10	
83		1	193	58	8	
84			169	47	17	
85		3	163	45	9	
86		3	185	38	7	
87		1	176	51	19	
88		2	132	54	10	
89			158	46	8	
90		1	158	53	13	
91			143	35	8	
92		3	149	32	3	
93		2	124	40	5	
94		2	137	46	12	
95		1	110	29	6	
96		2	104	25	5	
97			116	42	7	
98		1	119	43	5	
99			106	28	3	
100		1	103	27	3	
101		1	110	39	2	
102			101	21	1	
103		1	93	34	3	
104		2	92	24	1	
105		1	92	21	3	
106			88	24	1	
107		2	93	33	1	
108		1	70	27	1	
109			89	28	6	
110		1	83	17		
111			79	32		
112		1	71	22		
113			63	21		
114			51	24		
115			58	22		
116		1	49	28		
117			50	26		
118			51	24		
119			48	25		
120			59	26		
121		1	40	21		
122			40	19		
123			45	19		
124			34	17		
125			39	18		
126			36	11		
127		1	33	14		
128			29	6		
129			28	10		
130			33	7		
131			21	6		
132		2	31	2		
133			24	7		
134			13	7		
135			31	3		
136			22	3		
137			23	9		
138			19			
139			23			
140			30			
141			30			
142			15			
143			18			
144			22			

給 号	級	1	2	3	4	5
145			21			
146		1	19			
147			24			
148			24			
149			22			
150			19			
151			25			
152			21			
153			21			
154			28			
155			18			
156			29			
157			21			
158			23			
159			27			
160			26			
161			16			
162			26			
163			16			
164			14			
165		2	19			
166			13			
167			25			
168			14			
169			15			
170			12			
171			4			
172			6			
173			6			
174			2			
175			1			
176			4			
177			4			
178			3			
179			5			
180			3			
181			1			
182			2			
183			3			
184						
185			19			
人 員 計 (人)		104	16,877	2,813	779	524
(構 成 比 (%))		(0.5)	(80.0)	(13.3)	(3.7)	(2.5)
平均給料月額 (円)		291,121	332,400	403,496	433,224	450,734
平均年齢(歳)		40.4	35.9	47.2	51.3	56.2
標 準 的 な 職		実習助手等	教諭等	総括教諭	副校長、 教頭	総括校長、 校長

公安職給料表（警察官に適用）

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1									73	2	44	44	9	8	14		
2									74	2	55	49	20	5	17		
3									75	2	51	50	12	4	28		
4									76	1	41	40	20	4	16		
5								1	77		61	46	10	2	18		
6									78	2	40	41	15	5	15		
7									79		34	53	15	7	20		
8									80	2	37	58	12	4	21		
9	52			2					81	1	37	59	11	1	15		
10	11								82		42	57	14	3	14		
11	10								83	1	38	47	18	3	11		
12	59								84	3	37	57	18	2	14		
13	15								85		43	49	18	4	22		
14	19								86	1	37	59	17	4	10		
15	7								87		35	57	24	1	11		
16	67								88		30	56	15		20		
17	89								89	1	33	66	20	2	8		
18	34								90		25	65	29	2	17		
19	11								91		29	58	30	4	7		
20	87								92		42	62	27	2	10		
21	19		1						93	1	26	71	39	3	10		
22	34		1						94	1	29	67	29		11		
23	16		1						95		21	72	34		10		
24	91		4					2	96		20	50	37	9	15		
25	180		5					1	97		22	75	32	2	7		
26	69	1		1					98		19	78	38	3	8		
27	28		4	1					99		24	60	33	5	10		
28	257	12	5						100		21	69	36	8	3		
29	66	13	13	1					101		29	57	46	4	58		
30	50	7	6						102		19	52	35	4			
31	39	9	7						103		11	67	41	3			
32	262	21	11		1				104		12	56	45	7			
33	66	19	14		1			2	105		7	52	45	3			
34	61	18	11						106		11	55	35	7			
35	33	17	8					4	107		11	65	43	3			
36	183	30	19					15	108		8	51	50	8			
37	77	14	25	1				3	109		11	46	51	2			
38	43	27	18					3	110		12	49	50	7			
39	17	22	13	1	1			6	111	1	12	37	30	7			
40	143	61	11					21	112		11	42	42	6			
41	62	39	32					9	113		10	38	32	155			
42	48	26	31		1	2		7	114		5	36	45				
43	21	31	21	1	3			4	115		4	37	37				
44	95	75	21	1	1	3		15	116		3	39	41				
45	52	58	23	1	2		2	9	117		5	32	32				
46	35	65	30	2	3	2	2	11	118	1	1	18	41				
47	28	31	28	2	2	4	2	8	119		5	18	28				
48	64	64	27		5		15	4	120			28	34				
49	25	47	26	3	3	3	16	161	121		1	23	22				
50	21	60	32	5	4	1	6		122		1	22	26				
51	20	34	36	6	1	3	20		123		2	20	32				
52	28	82	19	4	4	2	15		124		2	21	38				
53	16	81	30	5	4	4	20		125	1	2	14	31				
54	17	56	28	6	2	1	15		126		2	11	24				
55	11	34	19	9	3	2	9		127		2	16	32				
56	14	86	19	6	2	7	6		128		2	22	27				
57	15	75	34	4	4	10	6		129		3	13	25				
58	10	55	34	5	4	2	7		130		3	11	28				
59	6	51	32	10		3	15		131			18	21				
60	9	74	32	4	10	3	9		132			21	26				
61	4	59	36	10	5	4	5		133		1	10	26				
62	5	73	34	13	6	4	4		134		1	16	31				
63	5	59	38	9	2	6	1		135		3	16	28				
64	3	56	32	6	5	8			136		1	12	29				
65	5	72	35	8	4	9			137		4	13	22				
66	3	57	46	11	5	14			138		4	12	22				
67	3	39	38	14	10	16			139		3	14	30				
68	3	83	35	10	12	5			140		1	22	34				
69	3	56	46	14	2	17	4		141		4	18	29				
70		62	50	9	1	7			142		1	13	31				
71	6	39	35	11	6	18			143		3	18	18				
72	2	63	34	13	7	18			144		3	17	35				

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
145		3	21	31				
146			19	31				
147		5	17	30				
148		1	18	33				
149		3	18	33				
150		7	17	35				
151		3	17	42				
152		3	19	35				
153		4	19	35				
154		2	20	28				
155		3	19	26				
156		3	16	31				
157		10	14	30				
158			17	31				
159			8	38				
160			14	37				
161			10	18				
162			10	18				
163			9	16				
164			5	18				
165			4	17				
166			8	28				
167			7	19				
168			3	17				
169			3	90				
170			4					
171			2					
172			1					
173			6					
人員計(人)	2,857	3,369	4,418	3,078	439	618	179	286
(構成比(%))	(18.7)	(22.1)	(29.0)	(20.2)	(2.9)	(4.1)	(1.2)	(1.9)
平均給料月額 (円)	270,105	312,228	354,835	393,310	417,692	438,323	457,342	481,198
平均年齢(歳)	24.6	35.2	41.2	46.5	49.8	49.5	50.8	53.8
標準的な職	巡査	巡査長	巡査部長	係長、 警部補	警部、 専門官	警察本部 の課長補 佐等	警視、 調査官	警察本部 の課長、 警察署の 署長等

第4表

扶養手当の支給状況

その1 扶養親族数別の受給者数及び扶養手当の対象となる扶養親族数

扶養親族数	受給者数		扶養手当の対象となる扶養親族数			
		構成比	配偶者	子	父母等	合計
1人	5,770	30.5%	1,548	4,070	152	5,770
2人	7,137	37.7%	2,214	11,986	74	14,274
3人	4,620	24.4%	3,244	10,580	36	13,860
4人	1,209	6.4%	1,084	3,732	20	4,836
5人	153	0.8%	134	619	12	765
6人以上	21	0.1%	17	111	-	128
合計	18,910	100.0%	8,241	31,098	294	39,633
昨年の状況	19,049	100.0%	8,837	30,676	354	39,867

注 扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっている者をいいます。

その2 職員区分別の平均扶養親族数及び平均扶養手当月額

区分	受給者数	受給割合	平均扶養親族数	平均手当月額	非受給者	合計	平均扶養親族数	平均手当月額
一般職員	3,297	32.3%	1.8	20,990	6,921	10,218	0.6	6,773
うち行政職員	2,847	31.8%	1.8	20,900	6,103	8,950	0.6	6,648
教育職員	6,971	33.0%	2.0	22,859	14,126	21,097	0.7	7,553
警察官	8,642	56.7%	2.3	24,446	6,602	15,244	1.3	13,859
合計	18,910	40.6%	2.1	23,258	27,649	46,559	0.9	9,446
昨年の状況	19,049	41.0%	2.1	23,115	27,360	46,409	0.9	9,488

第5表 管理職手当の支給状況

区 分	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種	受 給 者 計	手 当 受 給 者 1 人 当 たり 平 均 手 当 月 額
支 給 対 象 と な る 職 (代 表 的 な も の)	本庁の理事・ 局長 特定の大規模 出先機関の長	本庁の室長・ 部長 大規模出先機 関の長・総括 校長	本庁の課長・ 担当課長 出先機関の 長・校長	 出先機関の副 所長	 副校長・教頭	船長		
受 給 者	人 28	人 161	人 921	人 126	人 779	人 3	人 2,018	円 85,789

第6表 住居手当の支給状況

区 分		一 般 職 員		う ち 行 政 職 員		教 育 職 員		警 察 官		合 計	
		人 員	平 均 手 当 月 額	人 員	平 均 手 当 月 額	人 員	平 均 手 当 月 額	人 員	平 均 手 当 月 額	人 員	平 均 手 当 月 額
		人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
受 給 者	手 当 月 額 11,000 円 受 給 者 未 満 の 受 給 者	6	27,808	4	27,829	5	27,715	-	27,915	11	27,788
	手 当 月 額 11,000 円 未 満 者 以 上 の 受 給 者	466		399		1,199		550		2,215	
	手 当 月 額 28,500 円 未 満 者 の 受 給 者	2,460		2,167		4,949		2,535		9,944	
	計	2,932		2,570		6,153		3,085		12,170	
非 受 給 者		7,286	-	6,380	-	14,944	-	12,159	-	34,389	-
合 計		10,218	7,979	8,950	7,991	21,097	8,083	15,244	5,649	46,559	7,263
昨 年 の 状 況		10,175	7,744	8,898	7,759	20,927	8,117	15,307	5,583	46,409	7,200

《参考》

上記表のうち配偶者の居住する借家・借間	人 員	平 均 手 当 月 額
	人 2	円 14,200

注 配偶者の居住する借家・借間に係る住居手当の額は、単身赴任手当を受給している職員が当該住宅に居住するものとした場合に支給される住居手当額の半額です。

第7表 通勤手当の支給状況

区 分		一 般 職 員				教 育 職 員		警 察 官		合 計	
		うち行政職員									
		人 員	平均手当 月 額	人 員	平均手当 月 額	人 員	平均手当 月 額	人 員	平均手当 月 額	人 員	平均手当 月 額
受 給 者	交通機関等利用者	人 8,148	円 17,256	人 7,459	円 17,037	人 7,473	円 14,526	人 12,760	円 14,559	人 28,381	円 15,324
	交通用具使用者	1,187	10,927	730	7,823	11,655	5,287	759	8,050	13,601	5,933
	交通機関等と 交通用具併用者	269	19,342	229	19,144	274	15,740	629	15,989	1,172	16,700
	計	9,604	16,532	8,418	16,295	19,402	8,993	14,148	14,273	43,154	12,402
非 受 給 者		614	-	532	-	1,695	-	1,096	-	3,405	-
合 計		10,218	15,539	8,950	15,327	21,097	8,271	15,244	13,247	46,559	11,495
昨 年 の 状 況		10,175	15,604	8,898	15,501	20,927	8,229	15,307	13,244	46,409	11,500

注 交通機関等に係る手当月額（受給者平均）には、新幹線鉄道等に係る特例の手当額を含みます。

職種別民間給与実態調査の結果

職種別民間給与実態調査(令和7年)の概要

1 調査の内容等

(1) 調査の内容

ア 民間企業における給与改定の状況等

ウ 本年4月分の初任給の状況

イ 本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等

エ 昨年8月から本年7月までの特別給の支給実績

(2) 調査期間

4月23日(水)～6月13日(金)

2 調査機関

神奈川県人事委員会、人事院、横浜市人事委員会、川崎市人事委員会、相模原市人事委員会等

3 調査範囲等

(1) 調査範囲

ア 調査対象事業所(母集団事業所)

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 3,299事業所

イ 調査対象職種 76職種(うち初任給関係18職種)

(2) 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出

(1)に記載した事業所を組織(本・支店)、規模、産業によって50グループ[※](うち横浜市16、川崎市11、相模原市8、その他県内地域15)にグループ化し、その中から無作為に抽出した695事業所(うち横浜市298事業所、川崎市106事業所、相模原市78事業所、その他県内地域213事業所)の調査を行いました。

調査が完了した事業所は、第8表のとおりです。

イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行いました。なお、役員及び臨時の従業員は全て除外しました。

(3) 調査実人員

38,293人(うち初任給関係職種2,450人)です。

(4) 集計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元しました。

第8表 産業別、企業規模別調査事業所数

業 業	企業規模	計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
計	事業所 548	事業所 139	事業所 84	事業所 79	事業所 193	事業所 53	
農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業	23	4	5	3	7	4	
製 造 業	208	35	31	30	86	26	
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業	127	37	19	20	40	11	
卸 売 業 、 小 売 業	45	12	8	8	13	4	
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業	24	11	4	4	5	0	
教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業	121	40	17	14	42	8	

注 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模等が調査対象外であることが判明した事業所が16所、調査不能の事業所が131所ありました。

2 調査対象事業所695所から企業規模、事業所規模等が調査対象外であることが判明した事業所16所を除いた679所に占める調査完了事業所548所の割合(調査完了率)は、80.7%です。

3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)です。

第9表 給 与 改 定 の 状 況

その1 ベース改定の状況

役職 段階	項 目		ベースアップ	ベース改定中止	ベースダウン	ベース改定の 慣行なし
	企業規模					
係 員	規 模 計 (100人以上)	68.4	%	%	%	%
	500人以上	76.6		1.9	0.1	29.5
	100人以上 500人未満	57.5		1.3	0.2	21.9
	【参考】 50人以上 100人未満			2.7	－	39.8
		65.5		4.8	－	29.7
課長級	規 模 計 (100人以上)	55.5		4.7	0.4	39.4
	500人以上	62.9		3.2	0.7	33.2
	100人以上 500人未満	45.4		6.8	－	47.8
	【参考】 50人以上 100人未満				－	
		65.5		4.8	－	29.7

注 ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計しました。

その2 定期昇給の実施状況

役職 段階	項 目		定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施			定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし	
	企業規模			増 額	減 額	変化なし			
係 員	規 模 計 (100人以上)		% 90.6	% 90.2	% 35.5	% 5.2	% 49.5	% 0.4	% 9.4
	500人以上		93.6	93.1	34.7	4.9	53.5	0.5	6.4
	100人以上 500人未満		86.4	86.2	36.6	5.7	43.9	0.2	13.6
	【参考】 50人以上 100人未満		83.1	81.3	19.2	14.9	47.2	1.7	16.9
課長級	規 模 計 (100人以上)		78.4	77.4	28.3	3.7	45.4	1.0	21.6
	500人以上		78.8	77.2	26.5	2.9	47.8	1.5	21.2
	100人以上 500人未満		77.8	77.6	30.7	4.9	42.0	0.2	22.2
	【参考】 50人以上 100人未満		79.2	77.5	14.5	13.7	49.2	1.8	20.8

注 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計しました。

第10表

企業規模別、職種別給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 企業規模計(100人以上)

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手 当(B)	(A)-(B)	
		人	歳	円	円	円	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	60	53.3	834,646	343	834,303	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	工 場 長	27	53.3	846,897	7,052	839,845	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	事 務 部 長	1,308	53.0	765,532	3,238	762,294	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	技 術 部 長	1,114	52.8	763,987	4,683	759,304	同 上
	事 務 部 次 長	375	51.1	666,064	6,906	659,158	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長 及び部次長級専門職 中間職(部長－課長間)
	技 術 部 次 長	303	51.6	707,970	7,689	700,281	同 上
	事 務 課 長	2,789	49.6	643,935	12,036	631,899	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び 課長級専門職
	技 術 課 長	2,631	49.4	647,236	17,355	629,881	同 上
	事 務 課 長 代 理	605	46.8	596,278	66,549	529,729	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職 中間職(課長－係長間)
	技 術 課 長 代 理	493	48.6	598,881	41,705	557,176	同 上
	事 務 係 長	2,146	45.5	514,226	60,120	454,106	係の長及び係長級専門職
	技 術 係 長	2,058	46.9	555,881	77,761	478,120	同 上
	事 務 主 任	1,935	42.5	458,094	64,123	393,971	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上 に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任 と同等と認められる主任 中間職(係長－係員間)
	技 術 主 任	1,648	42.4	502,152	81,828	420,324	同 上
	事 務 係 員	7,120	38.7	390,205	46,371	343,834	
	技 術 係 員	7,155	38.3	428,150	58,106	370,044	

注 1 人事院及び都道府県市特別区人事委員会の共同調査のため、本県では調査事業所や調査実人員が少なくなる場合があります、その際、特定の事業所のデータが平均支給額に影響することがあります(第10表の各表において同じです。)

2 「中間職(部長－課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいいます(第10表の各表において同じです。)

3 「中間職(課長－係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいいます(第10表の各表において同じです。)

4 「中間職(係長－係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいいます(第10表の各表において同じです。)

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手 当 (B)	(A)-(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	工 場 長	23	53.5	892,329	8,318	884,011	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	事 務 部 長	905	52.9	764,176	2,254	761,922	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	技 術 部 長	879	52.9	780,044	2,000	778,044	同 上
	事 務 部 次 長	270	51.4	688,673	6,727	681,946	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長 及び部次長級専門職 中間職(部長－課長間)
	技 術 部 次 長	242	51.7	729,044	5,097	723,947	同 上
	事 務 課 長	1,975	49.7	643,330	13,975	629,355	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び 課長級専門職
	技 術 課 長	2,118	49.4	658,695	18,135	640,560	同 上
	事 務 課 長 代理	456	47.1	610,360	69,669	540,691	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職 中間職(課長－係長間)
	技 術 課 長 代理	420	48.7	604,037	40,460	563,577	同 上
	事 務 係 長	1,623	45.4	519,616	64,837	454,779	係の長及び係長級専門職
	技 術 係 長	1,630	47.1	564,883	78,678	486,205	同 上
	事 務 主 任	1,392	42.1	476,205	68,784	407,421	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上 に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任 と同等と認められる主任 中間職(係長－係員間)
	技 術 主 任	1,146	42.1	520,603	84,277	436,326	同 上
	事 務 係 員	4,995	38.7	396,900	49,748	347,152	
	技 術 係 員	5,269	38.5	433,628	59,785	373,843	

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手 当 (B)	(A)-(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	工 場 長	4	52.4	593,807	0	593,807	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	事 務 部 長	403	53.2	768,932	5,707	763,225	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	技 術 部 長	235	52.2	696,261	16,000	680,261	同 上
	事 務 部 次 長	105	50.4	607,546	7,369	600,177	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長 及び部次長級専門職 中間職(部長－課長間)
	技 術 部 次 長	61	51.1	617,261	18,846	598,415	同 上
	事 務 課 長	814	49.2	645,620	6,631	638,989	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び 課長級専門職
	技 術 課 長	513	49.3	578,882	12,703	566,179	同 上
	事 務 課 長 代理	149	45.6	527,597	51,332	476,265	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職 中間職(課長－係長間)
	技 術 課 長 代理	73	47.6	514,970	61,978	452,992	同 上
	事 務 係 長	523	46.1	493,414	41,908	451,506	係の長及び係長級専門職
	技 術 係 長	428	45.7	494,242	71,476	422,766	同 上
	事 務 主 任	543	43.6	406,313	50,794	355,519	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上 に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任 と同等と認められる主任 中間職(係長－係員間)
	技 術 主 任	502	43.3	453,639	75,389	378,250	同 上
	事 務 係 員	2,125	38.6	365,373	33,845	331,528	
	技 術 係 員	1,886	37.1	400,133	49,522	350,611	

4 【参考】企業規模50人以上100人未満

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)-(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	工 場 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	事 務 部 長	50	51.5	580,697	11,979	568,718	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	技 術 部 長	40	48.1	498,883	7,967	490,916	同 上
	事 務 部 次 長	13	49.3	513,000	504	512,496	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長 及び部次長級専門職 中間職(部長－課長間)
	技 術 部 次 長	11	50.2	546,348	122	546,226	同 上
	事 務 課 長	88	48.7	471,340	10,421	460,919	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び 課長級専門職
	技 術 課 長	99	47.2	469,577	17,201	452,376	同 上
	事 務 課 長 代 理	18	48.7	484,963	27,235	457,728	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職 中間職(課長－係長間)
	技 術 課 長 代 理	19	44.5	521,674	86,241	435,433	同 上
	事 務 係 長	71	46.1	415,444	31,953	383,491	係の長及び係長級専門職
	技 術 係 長	51	43.9	419,430	54,987	364,443	同 上
	事 務 主 任	77	41.9	367,700	25,695	342,005	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上 に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任 と同等と認められる主任 中間職(係長－係員間)
技 術 主 任	129	42.0	389,079	44,657	344,422	同 上	
事 務 係 員	284	40.7	327,673	26,819	300,854		
技 術 係 員	485	35.3	324,874	34,238	290,636		

その2 給与比較の対象外職種
企業規模計(100人以上)

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きま つて 支 給 す る 給 与 (A)	うち時間外 手 当 (B)	(A)-(B)	
海 事 関 係 職 種	人 船 長・機 関 長	-	-	円 -	円 -	円 -	
	一等航海士・機関士	-	-	-	-	-	
	二等航海士・機関士	-	-	-	-	-	
	三等航海士・機関士	-	-	-	-	-	
	運 航 士	-	-	-	-	-	
	甲板長・操機長	-	-	-	-	-	
	甲板手・操機手	-	-	-	-	-	
	甲板員・機関員	-	-	-	-	-	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 長 ・ 副学長・学部長	28	58.6	892,159	1,071	891,088	
	大 学 教 授	162	56.9	786,845	25,996	760,849	
	大 学 准 教 授	125	49.6	646,599	25,640	620,959	
	大 学 講 師	90	47.0	570,643	15,064	555,579	
	大 学 助 教	61	40.0	566,399	70,246	496,153	
	高 等 学 校 校 長	2	60.5	951,185	0	951,185	
	高 等 学 校 教 頭	5	55.0	758,188	958	757,230	
	高 等 学 校 教 諭	85	44.1	586,403	14,208	572,195	
	研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	16	54.8	926,618	252	926,366
研究部(課)長		191	52.4	758,923	715	758,208	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
研究室(係)長		148	51.5	640,934	1,641	639,293	構成員3人以上の室(係)の長
主 任 研 究 員		231	46.9	569,859	14,247	555,612	下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上 記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)
研 究 員		449	37.4	491,876	63,564	428,312	
研 究 補 助 員		36	34.4	358,220	30,433	327,787	
医 療 関 係 職 種	病 院 長	4	66.6	2,278,637	0	2,278,637	部下に医師又は歯科医師5人以上
	副 院 長	9	52.6	1,587,738	57,095	1,530,643	上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
	医 科 長	2	49.5	1,750,592	199,202	1,551,390	部下に医師又は歯科医師1人以上
	医 師	59	47.5	1,288,895	75,092	1,213,803	
	歯 科 医 師	x	x	x	x	x	

注 「x」は、調査実人員が1人の場合です。

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手 当 (B)	(A)-(B)	
医 療 関 係 職 種	薬 局 長	人 6	歳 54.8	円 528,208	円 8,193	円 520,015	部下に薬剤師2人以上
	薬 剤 師	55	43.7	385,871	25,054	360,817	
	診療放射線技師	58	36.5	363,579	21,565	342,014	
	臨床検査技師	71	36.0	325,974	22,438	303,536	
	栄 養 士	48	38.1	307,663	14,167	293,496	
	理 学 療 法 士	91	36.5	351,111	19,168	331,943	
	作 業 療 法 士	78	32.5	324,088	14,240	309,848	
	総 看 護 師 長	13	53.4	567,664	43,878	523,786	部下に看護師長5人以上
	看 護 師 長	93	50.5	435,073	28,308	406,765	部下に看護師又は准看護師5人以上
	看 護 師	313	41.4	378,632	28,250	350,382	
	准 看 護 師	66	52.1	374,269	18,432	355,837	
技 能 ・ 労 務 関 係 職 種	電 話 交 換 手	x	x	x	x	x	
	自 家 用 乗 用 自 動 車 運 転 手	-	-	-	-	-	
	守 衛	13	56.1	426,354	90,694	335,660	
	用 務 員	5	43.8	294,388	14,064	280,324	

注 「x」は、調査実人員が1人の場合です。

第11表

職種別、学歴別及び企業規模別の初任給

職 種		学 歴	企業規模計 (100人以上)		500人以上		100人以上 500人未満		【参考】 50人以上 100人未満	
			調査実人員	平 均	調査実人員	平 均	調査実人員	平 均	調査実人員	平 均
事 務 ・ 技 術 関 係	新 卒 事 務 員	大 学 卒	人 710	円 248,135	人 577	円 250,886	人 133	円 239,252	人 7	円 237,179
		短 大 卒	39	209,392	30	208,418	9	212,898	4	234,403
		高 校 卒	96	193,416	54	198,404	42	188,575	5	198,392
	新 卒 技 術 者	大 学 卒	724	253,271	603	258,666	121	231,000	17	224,809
		短 大 卒	123	220,521	97	224,014	26	210,164	6	218,240
		高 校 卒	135	203,294	89	204,730	46	200,779	7	197,755
	新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者 計	大 学 卒	1,434	250,801	1,180	255,026	254	235,366	24	228,023
		短 大 卒	162	217,731	127	219,969	35	210,776	10	224,379
		高 校 卒	231	199,480	143	202,659	88	195,072	12	198,029
そ の 他	新 卒 研 究 員	大学院修士 課 程 修 了	38	268,074	34	271,346	4	243,728	-	-
	準新卒看護師	養成所卒	28	236,346	22	236,031	6	237,500	-	-

- 注 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものです。
- 2 職種欄において「準新卒」とあるのは、令和6年度中に資格免許を取得し、令和7年4月までの間に採用された場合をいいます。
- 3 短大卒には高専卒も含まれます。
- 4 令和7年4月、県職員の事務・技術関係の新卒行政職員の初任給（地域手当12.45%を含む。）は、大学卒253,687円、短大卒236,819円、高校卒218,715円となっています。

第12表

初 任 給 の 改 定 状 況

学 歴		企 業 規 模	項 目	新規学卒者の 採用あり	初 任 給 の 改 定 状 況			新規学卒者の 採用なし
					増 額	据置き	減 額	
大 学 卒	規 模 計 (100 人 以 上)		%	%	%	%	%	
		52.5	(76.5)	(23.5)	-	47.5		
		500人以上	69.8	(80.4)	(19.6)	-	30.2	
		100人以上500人未満	47.4	(74.7)	(25.3)	-	52.6	
	【参考】							
	50人以上100人未満	34.2	(73.8)	(26.2)	-	65.8		
高 校 卒	規 模 計 (100 人 以 上)		15.0	(94.5)	(5.5)	-	85.0	
		500人以上	18.9	(100.0)	-	-	81.1	
		100人以上500人未満	13.8	(92.2)	(7.8)	-	86.2	
		【参考】						
		50人以上100人未満	20.4	(100.0)	-	-	79.6	

- 注 1 事務員と技術者のみを対象としたものです。
- 2 ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合です。

第13表 住 宅 手 当 の 支 給 状 況

支 給 の 有 無	割 合
支 給 す る	67.6%
支 給 し な い	32.4%
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額の高支給額の上位階層	30,000円以上 31,000円未満

注 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計しました。

第14表 通 勤 手 当 の 支 給 状 況

その1 自動車使用者に対する通勤手当の支給状況

支給する	支 給 形 態				支給しない
	運賃相当額制	距離段階別 定額制	一律定額制	その他	
%	%	%	%	%	%
97.0	(35.5)	(47.6)	-	(17.0)	3.0

注 1 ()内は、自動車使用者に通勤手当を支給する事業所を100とした割合です。

2 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計しました(その2及びその3において同じです)。

その2 外部の駐車場を利用する自動車使用者に対する駐車場利用に係る通勤手当の支給状況

支給する	支 給 形 態				支給しない
	全額支給制	制限支給制	一律定額制	その他	
%	%	%	%	%	%
32.5	(34.4)	(33.4)	-	(32.2)	67.5

注 ()内は、外部の駐車場を利用する自動車使用者に駐車場利用に係る通勤手当を支給する事業所を100とした割合です。

その3 自動車使用者に対する距離段階別定額制における通勤手当の支給月額の状況

距 離 段 階 別 定 額 制 に お け る 支 給 月 額						
距離(片道)	5km	10km	20km	30km	40km	50km
支給月額	4,659円	8,234円	15,593円	23,186円	31,020円	38,515円
距離(片道)	60km	70km	80km	90km	100km	
支給月額	45,573円	57,517円	66,692円	74,969円	83,702円	

注 当該距離段階を設定している事業所を対象に集計した平均支給額です。

第15表

冬季賞与の考課査定分の配分状況

係 員		課 長 級		部 長 級（非 役 員）	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
%	%	%	%	%	%
54.0	46.0	46.1	53.9	44.8	55.2

注 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計しました。

第16表

定 年 制 の 状 況

定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
%	%	%	%
99.5	85.2	14.3	0.5

注 1 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合です。

2 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計しました。

(参 考)

職員と民間従業員の職務対応

職 員 の 職 務 の 級	民 間 従 業 員 の 職 務	
	企業規模500人以上	企業規模100人以上 500人未満
理 事 等（10級） 局 長 等（9級）	支店長、工場長、部長、部次長 （取締役兼任者を除く。）	
本 庁 の 部 長 等（8級） 本 庁 の 課 長 等（7級）	課長	支店長、工場長、部長、部次長 （取締役兼任者を除く。）
グ ル ー プ リ ー ダ ー 等（6級） 副 主 幹、副 技 幹 等（5級）	課長代理	課長
主 査 等（4級）	係長	課長代理
主任主事、主任技師等（3級）	主任	係長
高度の知識経験を必要 とする主事、技師等（2級）	上級係員	主任
主 事、技 師 等（1級）	係員	上級係員、係員

生 計 費

第17表 費目別、世帯人員別標準生計費

(令和7年4月)

世帯人員		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
費目						
		円	円	円	円	円
食	料 費	40,980	55,360	70,800	86,240	101,680
住	居 関 係 費	52,310	67,910	56,680	45,440	34,210
被	服 ・ 履 物 費	6,700	4,820	7,680	10,540	13,400
雑	費 I	31,100	45,580	63,480	81,360	99,260
雑	費 II	8,630	14,050	18,380	22,710	27,040
	計	139, 720	187, 720	217, 020	246, 290	275, 590

注 1 標準生計費については、次により算定しました。

総務省の「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」に基づき、勤労者世帯のうち、1人世帯及び夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される複数人世帯(2人～5人世帯)について、令和7年4月の標準生計費を算定しました。

2 標準生計費の費目

標準生計費は、次の費目に分類して算定していますが、各費目の内容は、それぞれに掲げる家計調査等の大分類項目に対応しています。

食 料 費……食料

住居関係費……住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費…被服及び履物

雑 費 I ……保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑 費 II ……その他の消費支出(諸雑費、こづかい(使途不明)、交際費、仕送り金)

激しい人材獲得競争を勝ち抜くため、改革を次のフェーズへ

人事院が実現する「これから」の公務

高い使命感とやりがいを持って働ける公務

- 国家公務員行動規範の周知・啓発
- 府省横断チームによる公務のブランディング

実力本位で活躍できる公務

- 職務・職責をより重視した給与体系を含む、新たな人事制度の構築に向けて、給与、勤務時間、任用等を一体的に検討

【R8年度に骨格、R9年度に具体的内容を報告】

- 採用市場での競争力確保のため、官民給与の比較対象を見直し
- 業務の特殊・困難性の高まりに伴い本府省業務調整手当を拡充
- 職務・職責に見合った処遇確保のため、在級期間に係る制度を廃止

【R7年度から先行して実施】

働きやすさと成長が両立する公務

- 月100時間超等の超過勤務最小化に向け、各府省の実情に応じた伴走支援や調査・指導の強化

【R7年度から実施】

- 自己実現や社会貢献につながるような兼業制度(自営兼業)の見直し

【R8年度から施行】

- 様々な事情を抱えた職員の活躍を支えるための無給休暇の導入

【R8年度に措置内容を報告】

- 国家公務員の「能力一覧」を作成し、人材の育成や確保に活用

【R7年度に作成】

誰もが挑戦できる開かれた公務

- 経験者採用試験におけるCBT(オンライン試験)の導入

【R8年度に試行試験、R9年度に導入】

- インターンシップを活用した早期選考の実施に向けた環境整備

【R8年度から実施】

- 柔軟なアルムナイ採用のための能力実証方法や公募手続の簡素化

【R8年度から実施】

- 技術系人材の確保に特化した採用ルートの整備

【R8年度に具体像の提示】

～世界に誇れる社会を作り、未来につなげるために～

令和7年 人事院勧告・報告の概要

官民給与の比較方法の見直し

- 行政課題の複雑化・多様化や激しい人材獲得競争を踏まえ、公務の職務・職責を重視し、より規模の大きな企業と比較
 - 比較対象企業規模を「50人以上」から「100人以上」に引上げ
 - 本府省職員との対応関係を東京23区・本店の企業規模「500人以上」から「1,000人以上」に引上げ
- ➡ 令和7年は見直し後の方法で比較。月例給は、生じた較差を解消するため、次のとおり改定

月例給

官民較差:15,014円(3.62%)

【令和7年4月分の民間給与を調査して官民比較】【令和7年4月実施】

俸給

- 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ
 - 【総合職(大卒)】242,000円(+5.2%[+12,000円]) 【一般職(大卒)】232,000円(+5.5%[+12,000円])
 - 【一般職(高卒)】200,300円(+6.5%[+12,300円])

- 若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げ改定

※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、3.3%

※ 官民較差はいわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約5.1%の給与改善

本府省業務調整手当

- 幹部・管理職員を新たに支給対象に加え、51,800円を支給
- 課長補佐級の手当額を10,000円、係長級以下の手当額を2,000円引上げ

特勤勤務手当等

- 著しく不便な地に所在する官署(特勤官署等)に勤務する職員に支給される特勤勤務手当等と他の手当との減額調整を廃止
- 特勤官署等への採用に伴い転居を行った職員を手当の支給対象に追加

ボーナス [直近1年間(令和6年8月～令和7年7月)の民間の支給状況を調査して官民比較]

● 支給月数の改定【令和7年4月実施】

年間 4.60 月分 → 4.65 月分 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.025月分引上げ

■ 職務・職責をより重視した新たな給与体系に移行するため先行して行う見直し

- ①官民給与の比較方法、②本府省業務調整手当、③特地勤務手当等の見直し(以上前掲)のほか、
④昇格前の級に一定期間在級することを求める制度(在級期間表)を廃止

【①は令和7年の官民給与比較から実施、②及び③は令和7年4月実施、④は令和8年4月実施】

■ その他の主な給与制度の見直し

通勤手当【②は令和7年4月実施、①及び③は令和8年4月実施】

- ① 自動車等使用者について、65km以上から100km以上までの区分(5km刻み)を新設(上限66,400円)
- ② 現行の「60km以上」までの距離区分についても、民間の支給状況等を踏まえ、200円から7,100円までの幅で引上げ
- ③ 1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設

職員の月例給与水準を適切に確保するための措置【令和8年4月実施】

人材獲得競争が激しくなる中、最低賃金の上昇が続いている状況を踏まえ、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を措置